

Economic & Social Research

ESR No.40 2023年春号

人口減少をもたらす「規範」を 打ち破れるか

CONTENTS

政策分析インタビュー

人口減少をもたらす「規範」を打ち破れるか
メアリー・C・ブリントン

ハーバード大学ライシャワー日本研究所所長 同研究所社会学教授

トピック

少子化と男女共同参画を取り巻く課題
～ESRI政策フォーラムでの議論から～

坂井 潤子

内閣府経済社会総合研究所 総務部総務課課長補佐

最近のESRI政策フォーラム報告より

第60回 ESRI政策フォーラム

「景気を把握する新しい指数」

(令和4年9月26日開催)

一新一致指数の特徴と課題一

栗山 博雅

内閣府経済社会総合研究所 景気統計部

第61回 ESRI政策フォーラム

「静かなる有事」少子化と男女共同参画

第1回「人生100年時代の若者の恋と結婚」

(令和4年10月4日開催)

福井 瑠璃子

元内閣府経済社会総合研究所 総務部総務課

第62回 ESRI政策フォーラム

「静かなる有事」少子化と男女共同参画

第2回「多様な家族への子育て支援の在り方」

(令和4年11月2日開催)

北川 諒

内閣府経済社会総合研究所 研究官

第63回 ESRI政策フォーラム

「人への投資拡大ー令和4年度経済財政白書」

(令和4年11月25日開催)

福井 瑠璃子

元内閣府経済社会総合研究所 総務部総務課

第64回 ESRI政策フォーラム

「インフレ・ターゲティング10年を振り返って」

(令和4年12月5日開催)

北川 諒

内閣府経済社会総合研究所 研究官

最近のESRI研究成果より

アメリカ経済学会年次総会派遣体験記
小林 周平

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(企画担当)付政策企画専門職

ESRI国際コンファレンス 2022

ーポストコロナの経済社会ー

出口 恭子

内閣府経済社会総合研究所
上席主任研究官

ESRI特別研究員報告

政策立案における概念のエンジニアリング

加藤 睦久

内閣府大臣官房企画調整課
兼内閣府経済社会総合研究所 特別研究員

経済財政諮問会議の理念と歩み

司令塔としての経済財政諮問会議(5)

前川 守

レオス・キャピタルワークス 顧問(元内閣府審議官)

経済財政政策部局の動き:経済の動き

世界経済の潮流2022年IIについて

衛藤 鼓

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(海外担当)付

地域の経済 2022

一地方への新たな人の流れと地方のデジタル化の現状と課題一

滝澤 佑介

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(地域担当)付

経済理論・分析の窓

企業のイノベーション活動に対する公的支援の
在り方について

目崎 廉人

河野 愛一郎

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付

政策分析インタビュー

人口減少をもたらす「規範」を打ち破れるか

ハーバード大学ライシャワー日本研究所所長
同研究所社会学教授

メアリー・C・ブリントン

2023年3月、経済社会総合研究所では、森まさこ総理補佐官出席のもと、「人口減少をもたらす『規範』を打ち破れるか」と題して、シリーズ:「静かなる有事」少子化と男女共同参画 第4回としてESRI政策フォーラムを開催し、ハーバード大学(ライシャワー日本研究所所長)のメアリー・C・ブリントン教授より、様々なデータを用いながら、我が国の少子化対策・女性活躍の課題について、基調講演を行っていただきました。

ブリントン教授は、昨年、『縛られる日本人～人口減少をもたらす『規範』を打ち破れるか』を出版され、我が国の少子化の要因について、問題提起をされています。今回は、著書の内容を含め、我が国のジェンダーや少子化をめぐる課題について、お話を伺いました。

●長時間労働をもたらすもの

(林次長) 我が国は、女性だけが育児休業を取得することが多く、また、育児明け後も育児負担が女性に偏っているというデータがあります。女性の育児取得は普及しましたが、出生率が上昇しない日本の現状を、先生はどのようにお考えでしょうか。

(ブリントン教授) 男性の育児が出生率上昇に直結するとは限りませんが、夫婦が共に家において、子供を育てることができる、「共働き・共育て」の実現という点では、何らかの助けにはなると思います。

ヨーロッパでも女性が育児を取得しているケースが多く、男性と女性の育児取得期間は、ヨーロッパでも決して同じレベルではありません。2人目を産むかどうかは、カップルが決めることですが、男性も育児を取得できるようになれば、夫婦両方が子供の面倒を見ることができます。夫がいれば、妻である女性の負担

が減るから2人目の子供が持てるのではないか、ということはあると思います。

こうした中、長時間労働も大きな課題だと思います。韓国では、男性の育休については政府が積極的な推進政策を取っており、これに関する様々な研究があります。韓国では長時間労働の問題が日本以上にシビアです。夫が育休を取得すれば、子育てがどれだけ大変なのかを夫は理解できるようになるので、職場に復帰すると、2人目を持つことは難しいという気持ちが高まるのではないのでしょうか。働き方と育児休業の相互作用があるのではないかと思います。

しかしながら、日本と韓国では違いがあります。韓国の女性はほとんどがフルタイムで働き、パートの雇用は少ないからです。労働市場が少し日本と違って、共働きだと2人ともフルタイム労働です。男性が育休を取得し、子育てに協力した後に、2人ともフルタイムの仕事に復帰すると非常に大変だと思います。この点が韓国の労働市場の1つの特徴であり、重要なポイントなのではないかと思います。一方、ヨーロッパでは、労働時間が短いという違いがあります。そのような環境の中で、2人とも育休を取得し、家事や育児を毎日行って、2人とも職場に復帰すれば、子育ての負担は軽減するのではないのでしょうか。

(林次長) ヨーロッパでは、そもそも労働時間が短い環境なので、育休を取得して、復帰しても仕事が普通に毎日続けられるのですね。

(ブリントン教授) 韓国に関する研究は発表されたばかりですし、サンプルが少数なので、不明な部分が多々あるのですが、2人ともフルタイムで働いているという環境では、父親の育児休業取得はまだまだこれから、といった研究論文が発表されており、興味深いと思っています。やはり働く環境の影響が大きく、今後、さらに研究を進めていくことが必要でしょう。ヨーロッパでは、育児休業を取得すると第2子が欲しくなるという研究結果が発表されています。

●職場を取り巻く現状

(林次長) 我が国では、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法など女性の労働市場への参加を促す政策がある一方で、女性の労働参加にブレーキをかける結果になっている制度もあります。「年収の壁」がその一



(ブリントン教授)

例で、既婚女性の就労時間の調整を結果としてもたらしような制度が残されています。こうした状況について、先生がどのように考えておられるか聞かせてください。

(ブリントン教授) 税制度・社会保障制度の改革が無いと、ジェンダー不平等は続くのではないかと思います。

私の女性の友人はエコノミストが多いのですが、15年前に会った時に、日本の制度は変わるわよ、とその友人から言われました。私も変わるのを待っているのですが、15年経っても変わっていません。このような制度の改革の見本が無いということが、日本で変わらない理由の1つと言えるのではないのでしょうか。

また、日本は高学歴である男女の、賃金や労働条件の差が一番大きい国です。

(林次長) 長時間労働に加えて、働く環境のDXが遅れており、結果的に国際的にみて生産性が低く競争力も低下していると思います。

(ブリントン教授) 日本の男性からは、「チームで働くので、育児休業が取れない」、という発言をよく聞きました。しかし、チームで働くことは、日本特有の仕組みではありません。

一方で、北ヨーロッパの例として、スウェーデン人の男性に聞いてみると、育児休業の取得は当然だ、と

回答しています。

日本では、「自分の職場に迷惑がかかる」など、男性のほとんどが「自分がいないと仕事が回らない」と考えているようでした。

北ヨーロッパ諸国の生産性が低いのであれば理解できるのですが、日本よりもずっと高いことは皆さんご存知でしょう。男性が職場で育児休業を取得できない、と発言しているのは、その企業のマネジメントに問題があるからなのではないのでしょうか。私は日本の大企業で働いた経験はあり

ませんし、個別企業のワークフローマネジメントはわかりませんが、これまで続いてきた慣習を「変える」という意思があれば、育児休業取得も可能になると思います。

また、日本では、既婚女性の正社員が、1年半くらい育児休業を取得し職場に復帰する、というケースが本当に多くなりましたね。昭和の時代に比べて、日本社会は本当に大きく変わりました。母親になっても働くことを希望する人が増え、またそれを受け入れる企業が増えました。以前と比べると、本当に驚くべきスピードで意識改革が進み、広く浸透していったと感じています。

ただ、私の印象ではありますが、育児休業を取得した女性が職場に復帰した際に、マネージャー層が高学歴の正規雇用である女性をどのようにマネジメントすれば良いのか、わかっていないように思われます。時短勤務で働く正規雇用者に対し、どの程度の責任ある仕事・権限を渡せば良いのかがわからないのです。職場復帰した女性からはもっと仕事がしたいとの話を聞きましたが、マネージャー層はおそらく「母親であること」、「家庭との両立」等を配慮しすぎることによって、責任ある仕事に従事させていない、というミスマッチが起きているのではないのでしょうか。

多くの企業が改革を実行されていることは嬉しいこ

とですが、日本のマネジメントはやはりまだ柔軟性が足りないと考えています。

(林次長) いわゆる「マミートラック」と呼ばれる現象ですね。

(ブリントン教授) マミートラックは様々な矛盾があります。マミートラック自体は、悪いものとは言えないかもしれませんが、男女平等と言いつつ、日本のマネジメントがこのようになされているのは、日本の企業の生産性も上がらないのではないのでしょうか。働き方の中で、様々な矛盾と問題があるのではないかと思います。

●今後の育児休業制度

(林次長) 岸田政権では「次元の異なる少子化対策」を掲げ、政府内でも働き方改革とそれを支える制度、男性の育児休業取得促進などについて議論が行われています。

先生は「次元の異なる少子化対策」として、どのようなことをやるべきとお考えでしょうか。

(ブリントン教授) 長時間労働への対策や、働き方改革はもっと進めていくべきと考えます。

(林次長) 働き方改革を支える制度として、例えば育児休業制度の対象外であるフリーランスの方への育児期間中の経済的支援、時短勤務となると給与が減ることから、そうした場合の給付の創設、など様々な取組の案が出されていますが、具体的にどのように解決をしていくべきでしょうか。先生の著書では確か、男性の育児休業の取得義務化という案もありましたね。

(ブリントン教授) それも「次元の異なる少子化対策」として提案する1つですね。

私は、産休と男性の育児休業の2つの取得期間に、給与を100%支払って良いと思います。もちろんコストはかかりますが、ヨーロッパの国々でも、男性がそれほど長く育児休業を取得しない理由の1つとして、世帯収入が減少することが挙げられます。どの国でも平均的に男性の方が女性より給与が高いので、男性が育児休業を取得すると、世帯収入は減少してしまいます。経済的な課題を解決することが必要だと思います。

育児休業期間の長さは、例えば12週間など、それほど長い期間は必要ではないと思います。ただし、男

性の育児休業取得が当たり前になることがベストです。期間は長くなくても良いけれども、皆が取得するというのが大切であり、取得している期間は給与の支払いを100%カバーして欲しい、ということです。

また、日本の保育園などでは、年度途中での入園は難しいため、4月上旬に子どもを保育施設に預けられない場合、母親は最長で1年半以上、育児休業を延長する必要があることも課題の1つです。

さらに、私は、現金給付の効果はあまり無いのではないかと考えています。様々な国のデータを見ると、あまり効果的ではないことがわかっています。現金をもらえることはありがたいですが、家族によっては、新しい家電製品など実物給付の方が嬉しいかもしれません。何百ドル支給されると子供を産みたいという希望が上昇する、という考え方も難しいのではないのでしょうか。

●様々な不平等の解決に向けて

(林次長) 育児休業取得者の仕事をどうやってカバーしていくかという課題も生じています。他の人の負担が過大になると、不満をもつ人も出てきますので、対応を考える必要がありますが、先生はどのようにお考えでしょうか。

(ブリントン教授) 人として、「なぜ自分が負担しなければならないのか」という憤りはよくわかります。アメリカでも、なぜ子供がいる親だけがそのような優遇を受けるのか、子供を持っていない方々には不公平だ、という議論がよくなされています。非常に過激な提案ですが、アメリカの例を紹介すると、子供の有無にかかわらず、全員が一定期間大型の休暇を取得することができるという企業もあります。これはアメリカ独特の提案と言えるかもしれません。

(林次長) また、日本では、妻が最初に頼るのは夫ではなく、自分の母親であることも多かったですが、最近では、実家の親も夫の親も仕事や介護で忙しいことも珍しくありません。

(ブリントン教授) 家事や育児という点で、父親がそれほど頼りにならなければ、母親にとっては頼る人がいないということです。子供は2人で作ったのだから、育てるには父親・母親の両方が責任を持つべきとよく言われますが、特に日本の大都市ですと、核家族

化が進み孤立しがちです。ネットワークが無いことが、大きな社会問題になっていくと思っています。頼るべきネットワークの存在が非常に重要になってくるのではないのでしょうか。

(林次長) 男性がもっと家事や育児に参加していくことが鍵なのではないかと思いますが、それを阻害している一番の要因はどこにあるとお考えでしょう。また、どこから変えていくべきだと思いますか。

(ブリントン教授) まず長時間労働は改善していくべきものではないでしょうか。これらは、制度として決めてもらった方が良くはないのでしょうか。義務化をしてくれれば、何かが動き出すのではないかという気がします。

(林次長) 制度や政策によってということですね。

(ブリントン教授) そうですね。政策ももちろんですが、企業内でも、例えばマネージャー層が現状をしっかりと把握し、マネージャー層が中心となって議論の場を提供し、社内に情報を共有する、ということがやはり必要ではないのでしょうか。ポリシーというのは、まずは現状把握がなければ活かせません。これはアメリカでも同じことだと思います。

また、上の世代の人たちや上司も、自分より下の世代の人たちや部下のことについて、日常生活での問題をマイクロレベルで把握しなければならぬでしょう。人間関係に加えて、他の人が別の人に与える影響、といったことにも目を向ける必要があります。

政府がもっと一般市民の目線で考えてもらえたら、と思います。

(林次長) どのような部分から取り組んでいけば良いのでしょうか。

(ブリントン教授) まずは話し合う場を持つことが大切なのではないのでしょうか。世代間の誤解、それが一番大きな問題だと思います。若い人も年配の人にどんどん意見を伝えられる環境にすべきです。政府は高

齢化問題に取り組むことももちろん必要ですが、若い人をもっとケアして、世代を問わずにオープンにディスカッションできる場を提供してほしいと思います。私自身の経験で言えば、まだ若かった頃、話を聞いてくれて、有益なアドバイスをしてくれたのは、自分より上の世代の男性たちでした。

40代や50代の方が、20代や30代の人話を聞いてあげたら良いのではないかと思います。若い人の働きたいという思い、会社に尽くしたいという意思、それらをきちんと伝えることができない職場環境が存在してしまっていることこそが、問題と言えるのではないのでしょうか。

(林次長) 本日は貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございました。

聞き手：経済社会総合研究所次長 林 伴子

(本インタビューは、令和5年3月10日(金)に行いました。所属・役職はインタビュー当時のものです。

なお、インタビューの内容は、以下のページからご覧いただけます。

https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/seisaku_interview/seisaku_interview2012.html



(ブリントン教授(左)と林次長(右))

トピック

少子化と男女共同参画を取り巻く課題

～ESRI政策フォーラムでの議論から～

内閣府経済社会総合研究所
総務部総務課課長補佐

坂井 潤子

はじめに

1992年に公表された、「国民生活白書」において、少子化について問題提起がなされてから30年。しかしながら、我が国の出生率は変動しつつも低下を続け、回復の兆しはまだまだ見えていない。2022年の出生数は80万人を割り込み、統計開始以降、過去最少を更新する¹など、我が国の少子化は深刻さを増しており、喫緊の課題となっている。

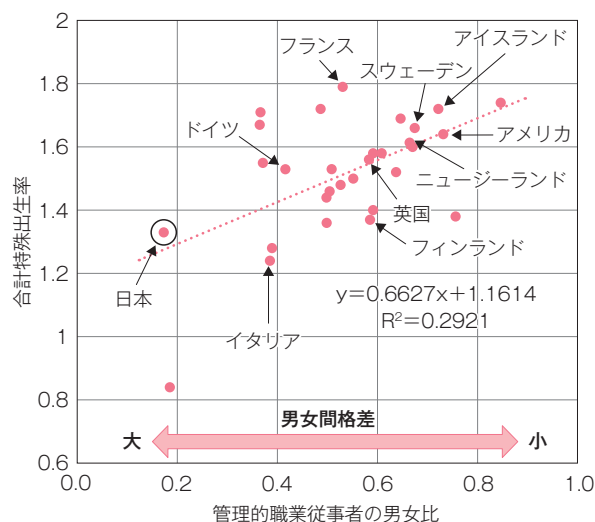
他方、我が国の家族の姿や雇用形態はこの30年で大きく変容した。30歳時点での男性の未婚率は50%、50歳時点でも28%となり²、95%以上の男女が結婚した昭和の時代から様変わりしている。また、離婚が増え、毎年の離婚件数は婚姻件数の3分の1となり、50代、60代女性の約2割は離婚経験があるという状況下にある。さらに、子供のいる世帯が徐々に減少する一方で、ひとり親世帯は約40万世帯増え、直近では約134万世帯³となっている。雇用形態別に見ても、非正規雇用労働者が増加している。

「もはや昭和ではない」。令和の時代の女性の人生、家族、社会の実態に即した少子化対策の在り方について、客観的なデータに基づいて新たな発想で討議し、幅広い議論を喚起するため、経済社会総合研究所では、2022年に政策フォーラムのシリーズ企画として「『静かなる有事』少子化と男女共同参画」を立ち上げ、これまで5回にわたり、様々な議論を行ってきた。

我が国のジェンダーギャップ指数は、146か国中116位⁴と、ジェンダー不平等が非常に大きい。こうした中、特に、管理的職業従事者（管理職）の女性が多いなど女性活躍が進んだ国ほど、出生率が高いという正の相関関係がみられるが（図表1）、これは因果

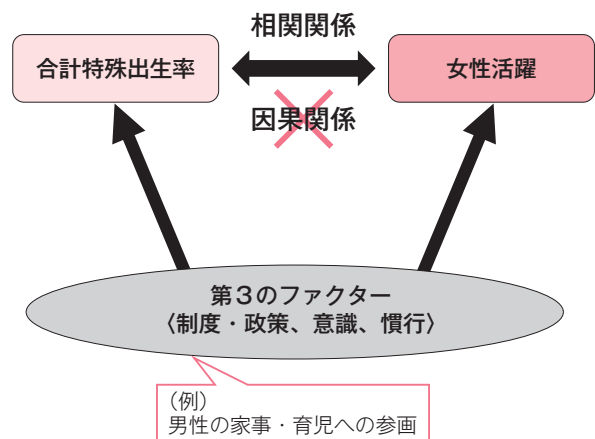
関係というよりも、背景に、出生率と女性活躍双方に関わる「第3のファクター」が存在するものと考えられる（図表2）。少子化への対応が待ったなしの課題となっている我が国においては、この「第3のファクター」を見出して必要な政策対応を行うことが重要である。

図表1 管理的職業従事者（管理職）の男女比と合計特殊出生率



（出所）第66回ESRI政策フォーラム資料（令和5年2月17日）による。

図表2 「第3のファクター」イメージ



（出所）第66回ESRI政策フォーラム資料（令和5年2月17日）による。

1 厚生労働省「人口動態統計速報」（令和4年12月分）によると、2022年の出生数は、79万9,728人となった。
2 総務省「国勢調査」（令和2年）。
3 厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果」（令和3年度）。
4 世界経済フォーラムが公表した2022年の値。

性別役割分業意識の是正

それでは、これまでの議論の中で、我が国の課題として示された点について、具体的に紹介していきたい。

初めに、男性と女性の性別役割分業意識の存在が挙げられる。ハーバード大学のプリントン教授も、我が国では、男性が主に「稼ぎ手」の役割を、女性が家事・育児の役割を担うべき、という考え方が浸透しており、職場環境・働き方や社会政策は、このようなモデルを前提として成り立っていると指摘されている。また、性別役割分業意識が強い国ほど、出生率が低いことも示されている。このような性別役割分業の考え方が、男性・女性双方にとって、働きづらい環境を生み出していると言えよう。

男性の家事・育児への参加と長時間労働の抑制

また、我が国の男性の多くは、家事・育児への参加が少なく、たとえ妻がフルタイムで働いていたとしても、平均で、妻は夫の約5倍もの時間、家事・育児などの無償労働を行っている、というデータも存在する。これに加えて、我が国の男性は、特に有償労働時間が長いことが指摘されている。男性の家事・育児量と出生率の間には正の関係が見られるが、加えて、プリントン教授は、男性の有償労働時間の長さ、家事労働への貢献度の低さとの関係、そして、その国の出生率の低さとの関係が統計的に有意であったと指摘されている。誰にとっても労働時間がより短縮され、柔軟な働き方が可能となることも、出生率向上のためには必要なことであると言えよう。

男性の育児休業取得率向上

加えて、我が国では、共働き世帯が増加しても、男性の育児休業取得率は約14%と、女性の約85%に比べていまだ低い水準にある⁵。東京大学の山口慎太郎教授も、夫がより家事・育児を担うことで妻の負担を減らし、子どもを持つことに前向きになり、少子化解消に寄与すると指摘されているように、男性の育児休業取得率の向上は、重要な出発点である。

しかしながら、男性の育児休業取得率向上に当たっては、まずは、それを当然のこととして受け入れられるような職場環境の整備や上司・同僚の意識改革、育児休業中の収入減少を補うような制度整備などが必要

になってくるのではないだろうか。

地方圏からの若年女性の流出

この他、地方圏の若年層の女性が東京圏に多く流出していることも課題の1つである。ニッセイ基礎研究所人口動態シニアリサーチャーの天野馨南子氏も指摘されているように、2022年の東京都への転入超過人口を属性別に見ると、20代前半の女性が多く流出していることがわかる。

これは、専門学校や大学卒業者などが、就職を期に、東京に移動していると考えられるが、その背景には、地方圏では、女性が活躍できるような、希望する就職先が無かったこと、地域間・男女間での地域格差が大きいことなどが挙げられる。女性は地方圏で就職した場合に比べて、東京圏で就職した方が、約25%程度高い賃金を得られるとのデータがあり、また、男女間の賃金格差を見ても、地方圏の方が東京圏よりも若干大きいことが示されている。そのため、東京圏と地方圏での生涯所得の差は大きく、将来を考えている女性ほど、東京圏に移動してしまうことが示唆される。

さらに、前述の性別役割分業意識については、男性の高齢者ほど、「夫は働き、妻は家庭にいるべき」と考える割合が大きく、都市規模別に見ると、規模の小さい町村ほど、このような性別役割を肯定している割合が大きいことが指摘されている。女性にとっては、都市部の方がこのような考え方に縛られずに働きやすいことがわかる。

これらを踏まえると、地方に魅力的な就職先を作り、それを広く認識してもらうこと、多様な働き方を認め、女性の希望に応じた生き方が可能となるよう、地方圏でも意識を変えていくことも必要不可欠である。また、東京圏に男性より多くの女性が集中することから、地方圏の男性ほど、結婚が難しく、それが出生数の減少に繋がっているということを認識し、現状を適切に認識した上での改革が必要と言えよう。

坂井 潤子（さかい じゅんこ）

5 厚生労働省「雇用均等基本調査」（令和3年度）。

最近のESRI政策フォーラム報告より
第60回ESRI政策フォーラム
「景気を把握する新しい指数」
 (令和4年9月26日開催)
 — 新一致指数の特徴と課題 —

内閣府経済社会総合研究所 景気統計部
 栗山 博雅

はじめに

10代から70代以上まで、会社員、公務員、大学教員、院生・学生といった様々な属性の方に多数参加頂き、第60回ESRI政策フォーラム「景気を把握する新しい指数」が2022年9月26日にオンラインにて開催された。

本稿では、内閣府経済社会総合研究所景気統計部が2022年8月より公表を開始した「景気を把握する新しい指数（一致指数）[参考指標]」¹（以下、「新一致指数」）を題材に開催された、上記ESRIフォーラムの内容を報告する。フォーラムの議事概要、配付資料及び当日動画はESRIホームページにて公開されていることから²、詳細な議事概要の説明はそちらを参照して頂き、ここでは各パネリストの特徴的な意見を掘り下げて説明していくこととする。

開催概要

日時：2022年9月26日（月）15：00～16：30

開催形式：ZOOM ウェビナー

パネリスト：

福田 慎一 東京大学教授（コーディネーター）

嶋中 雄二 白鷗大学教授

岩下 真理 大和証券チーフマーケットエコノミスト

元山 齊 青山学院大学教授

増島 稔 内閣府経済社会総合研究所長

開会挨拶に引き続き、増島所長により、新一致指数

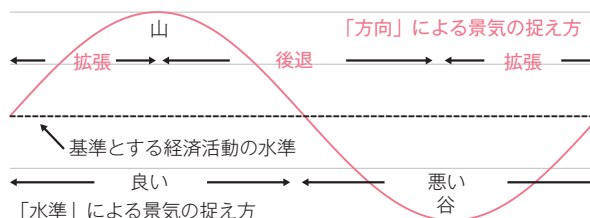
作成の意義、作成方法や現行景気動向指数と比較した際の特徴、今後の課題等を概説した基調講演が行われた。その後、景気の循環を重視する立場の嶋中先生、エコノミストとしてサービス統計に重きを置く岩下先生、統計学の手法を用いた新一致指数のブラッシュアップと景気把握の手法を提案された元山先生による報告がなされ、福田先生のコーディネートのもと、ディスカッションに移行した。

景気「循環」をどう捉えるか

—方向か、水準か—

景気を「循環論」から捉えることの重要性を論じられたのは嶋中先生である。新一致指数の特徴として「景気の総体量を捉える」「GDPと動きが近い」点が挙げられるが、嶋中先生は景気のある基準から見て「良い／悪い」という「水準」から捉えるだけではなく³、景気が「拡張しているか／後退しているか」という「方向」で捉えることが重要であると論じられ、この景気の方角、さらには循環を捉える役割が景気動向指数には期待されているという点を指摘された。

図1 景気の「方向」と「水準」のイメージ
 (嶋中先生配布資料より筆者作成)



先行、一致、遅行指数の関係

—先行・遅行指数は今後の課題—

上記の循環論に関連して、嶋中先生からは景気の把握には一致指数だけではなく、先行・一致・遅行指数による景気の時間的規則性を重視すべき、という発言が、対して岩下先生からは先行性の重視⁴という観点から、マーケットは特に景気の先行き予測に資する先行指数を重視する、との指摘があった。両先生の指摘を受け、増島所長より先行・遅行指数に関する検討は今後の課題となる、との旨の回答があった。

1 新一致指数そのものの解説としては、本フォーラムの増島所長配布資料のほか、内閣府経済社会総合研究所（2022）、井野他（2022）、栗山（2022）などを参照のこと。

2 内閣府「ESRI-経済政策フォーラム」<https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/workshop/forum/menu.html>
 内閣府経済社会総合研究所YouTube「ESRI政策フォーラム 第60回『景気を把握する新しい指数』」
<https://www.youtube.com/watch?v=en9dNxtw5Gc>

3 例えばGDPを潜在成長率と比較するGDPギャップは「水準」の観点が強い指標だといえる。

4 一致指数を遅行指数で割った「一致・遅行比率」など、遅行指数を景気の先行き予測に役立てる試みもある。

サービス統計について

—高い重要性和弱まる推移—

岩下先生は新一致指数がサービス経済を取り込んだことを評価する一方、サービス指標として用いられている第3次産業活動指数（以下、「3活」）の課題点も論じられた。3活は公表までのタイムラグがあり、自身はコロナ禍のサービス産業の先行きを把握する際に、景気ウォッチャー調査の業種別マインドDIを用いていたこと、3活も含めサービス統計の多くはコロナ禍で活発となったオンライン消費を捉え切れていないのではないか、という指摘には説得力があった。

一方、嶋中先生はやはり循環論の立場から、在庫循環が表れる財中心の現行景気動向指数では規則性をはっきりと観察できるが、こうした景気循環の規則性を動きの小さいサービスのウェイトが高い新一致指数で確認できるのか、という点を懸念点として挙げられていた。

拡張されたDynamic Factor Modelの可能性

—統計学的手法で異なる経済の動きを捉える—

両先生の意見に対して、元山先生の提案された潜在因子を複数に拡張したDynamic Factor Modelは、統計的な手法により複数の異なる景気の動きを捉える可能性を提案したと考えられる。やや専門的な話になるが、Dynamic Factor Modelは、複数の観察可能な変数の時系列変動から、それぞれの変数の背後にある共通変動を捉えようとするモデルであり（美添他（2003））、景気把握に用いる場合、複数の経済統計に共通する背後の共通変動（＝景気）を捉えることが目的となる。共通変動を1つだけとする従来のモデルにおいては、動きの大きな財指標に「景気」因子全体が引っ張られるのではないかと、という懸念があるが、元山先生は潜在因子を複数に拡張すれば、景気の複数の異なる側面を統計的に把握できる可能性があるのではないかと指摘された。

名目値の実質化に向けて

—必要性和技術的課題—

価格変動の影響を取り除く実質化を、新一致指数の各採用系列の多くで行っているが、営業利益（第二次産業・第三次産業）や建設出来高等、一部名目値を用

いている系列があり、実質化により名実混在を解消することが必要である、という点でパネリストの意見が一致した。他方、直近の消費者物価指数とGDPデフレーターとの乖離に見られるように⁵、具体的にどのようなデフレーターを用いるかによって実質値が変わってくるため、デフレーターの選択をはじめとして実質化の適切な手法の検討が必要である、という点も各パネリストが指摘するところであった。

おわりに

景気統計の説明というのは日本におけるインド料理に似ている。食べ慣れている人にとっては甘口カレーでは物足りないし、かといって本格的なスパイスを利かせ過ぎれば初めての人は消化不良を起こしてしまうだろう。本フォーラムでも、景気統計を日々ウォッチしているエコノミストや学識者と、関心を持って参加いただいた会社員や学生、あるいはひょっとしたら内閣府に興味を持っている就活生といった、多様な背景を持った方々の参加が予想されたが、福田先生のコーディネートのもと、各パネリストが専門性を発揮しつつ、分かりやすく景気を把握する新しい指数を論じられていた。今後も今回のようなフォーラムや、日々の統計資料の作成を通じて、景気統計部でもユーザーの納得と分かりやすさを両立させた景気統計の作成・説明を行っていきたい。

参考文献

- 内閣府経済社会総合研究所(2022)「景気を把握する新しい指数の検討状況について」
井野靖久、野村研太、池本靖子、塚本大器、宮原隆志、辻村龍仁、栗山博雅(2022)「『景気を把握する新しい指数（一致指数）』について」ESRI Research Note No.69
栗山博雅(2022)「『景気を把握する新しい指数』の理論と計測」Economic & Social Research No.38
美添泰人、大平純彦、塩路悦朗、勝浦正樹、元山齊、大西俊郎、沢田章、木村順治、児玉泰明(2003)「景気指標の新しい動向」経済分析第166号

栗山 博雅（くりやま ひろまさ）

5 GDPにおいては輸入は（もとから）控除されるため、例えば原油高等で輸入品の価格が上昇し、消費者物価指数が上昇する状況でも、名目GDPの上昇には直接はつながらず、それゆえGDPデフレーターに対しても直接の影響はない。

最近のESRI政策フォーラム報告より
第61回ESRI政策フォーラム
 シリーズ：「静かなる有事」
 少子化と男女共同参画
第1回「人生100年時代の若者の恋と結婚」

(令和4年10月4日開催)

元内閣府経済社会総合研究所総務部総務課

福井 瑠璃子

我が国の出生率は低下を続け、回復の兆しはまだまだ見えない一方、家族の姿はこの30年で大きく変容した。「もはや昭和ではない」。令和の時代の女性の人生、家族、社会の実態に即した少子化対策の在り方について、客観的なデータに基づいて討議し、幅広い議論を喚起するため、政策フォーラムのシリーズ企画「『静かなる有事』少子化と男女共同参画」を開催している。令和4年10月、第1回として「人生100年時代の若者の恋と結婚」をテーマに活発な議論が行われた。以下、その概要を紹介する。

冒頭挨拶

○森 まさこ 内閣総理大臣補佐官（女性活躍担当）

これまで我が国では少子化と女性活躍・男女共同参画をリンクさせた議論は少なかったが、ジェンダーギャップが小さい国ほど出生率が高いことから、少子化を解決するには、両者を結びつけて議論し、出生率上昇に向けた対応策を模索することが重要との指摘がなされた。

基調講演

○林 伴子 内閣府経済社会総合研究所次長

経済分野のジェンダーギャップ指数と出生率には相関があるが、これは因果関係というよりも、双方に影響を及ぼす「第3のファクター」の存在によるものと考えられ、これらを抽出・分析するべく、本シリーズを立ち上げた旨説明があった。また、離婚件数が婚姻の3分の1に増えるなど家族の姿や女性の人生の実態が昭和の時代から様変わりしたこと、若年未婚女性の3分の1が非婚就業を予想していること、出生率の高い国では同居している若い男女が多いことなど、データの説明が行われた。

パネリストからの説明

○山田 昌弘 中央大学文学部教授

若者世代の恋愛衰退について、プッシュ要因として、伝統的な家族への憧れが強い中で、特に男性収入の不安定化により結婚相手の選抜が進んだこと、またプル要因として、恋愛以外にも楽しむことが出来る環境が整っていることが挙げられた。欧米のような多様化を進め、男女共同参画を通じて経済的自立を確立し、恋愛相手を選択できる環境づくりが必要との指摘がなされた。

○山口 慎太郎 東京大学大学院経済学研究科教授

少子化と家事育児の男女間格差について、男性の家事負担率が低い国では出生率が低くなっており、家事分担の配分を夫婦間で均すことが女性側の精神的な安心材料にもなるため重要との指摘がなされた。また、それらに対する政策的手段として、①男性の育休取得の推進と②テレワークの推進が提示された。

○永田 夏来 兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授

若者の恋愛観について、交際経験がある人数に変動はないが交際しないことを選択する割合が増えており、その要因として、①世代間におけるギャップと②画一的な恋愛への窮屈さが挙げられた。若者から忌避されない制度設計を行い、制度を実態に当てはめるのではなく、実態に制度を馴染ませるための工夫が必要との指摘がなされた。

○櫻井 彩乃 #男女共同参画ってなんですか代表

アンケート調査結果から見てきた若い世代の結婚・仕事に対する意識について説明がなされた。少子化対策、男女共同参画社会の実現には、個人が伸び伸びと安心して暮らせる制度作りや、制度を含めた多様な価値観の尊重、役割分業意識や賃金格差の是正が重要との指摘がなされた。

パネルディスカッション

○第3のファクターとして考えられる点について

(山口教授) 性別役割分業意識が強いことが大きな壁。
 (櫻井代表) 時代に応じた価値観のアップデートが出来ていない。

○結婚と経済力との関係について

(山田教授) 親との同居が主流な社会では結婚が魅力的ではない。

○未婚男性がパートナーに働くことを求めている背景について

(永田准教授) 働く母親を見ていて違和感がない。

福井 瑠璃子（ふくいりりこ）

最近のESRI政策フォーラム報告より
第62回ESRI政策フォーラム
シリーズ：「静かなる有事」
少子化と男女共同参画
第2回「多様な家族への子育て支援の在り方」

(令和4年11月2日開催)

内閣府経済社会総合研究所研究官
北川 諒

我が国の家族の姿や雇用形態は、この30年で大きく変容し、子供のいる世帯は徐々に減少する一方で、ひとり親世帯は約40万世帯増え、直近では約142万世帯となるとともに、非正規雇用労働者も増加している。

「もはや昭和ではない」。令和の時代の女性の人生、家族、社会の実態に即した少子化対策の在り方について、客観的なデータに基づいて新たな発想で討議し、幅広い議論を喚起するため、政策フォーラムではシリーズ企画「『静かなる有事』少子化と男女共同参画」を開催している。第62回では、本シリーズの第2回として「多様な家族への子育て支援の在り方」をテーマに、正社員カップル中心の従来型支援の手が行き届きにくい多様な家族への子育て支援の在り方について、活発な議論が行われた。以下、その概要を紹介する。

基調講演

○中島 薫 内閣府子ども・子育て本部参事官

少子化を取り巻く現状について、出生数、合計特殊出生率の推移や、コロナ禍における婚姻件数・出生数の減少に言及した上で、少子化の要因として未婚化・晩婚化や有配偶出生率の低下が挙げられること、結婚や出産の希望の実現の重要性が説明された。また、家族の姿の変化として「単独世帯」や「ひとり親と子供世帯」の構成割合が増加している現状や、就業状況、子育て支援制度の利用状況等が紹介されるとともに、少子化社会対策大綱に関する説明が行われた。

パネリストからの説明

○山崎 史郎 内閣官房参与、内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長

深刻化する人口減少・少子化について、根拠なき『楽観論』も根拠なき『悲観論』も避け、先進国の成

功事例を参考にして、「予防的社会政策」とそれに基づく「普遍的な子供政策」の推進の重要性が示された。人口減少により消費需要が縮小すれば投資は減少し、生産性も低下するという縮小スパイラルに陥る可能性が指摘されるとともに、スウェーデンやドイツの成功事例に触れながら、「仕事と育児」の両立が可能だった国は、「生み戻し」があり、出生率が回復したことが指摘された。

○大石 亜希子 千葉大学大学院社会科学研究院教授

育児休業給付の利用状況や子供のいる世帯の離婚件数を示しつつ、ひとり親世帯の現状について説明が行われた。また、日本の母子世帯の就業率は高く、労働時間も長い一方で貧困率が高い状況が紹介された。さらに、母子世帯の貧困の要因として、時間あたり賃金の低さや非正規労働者の多さ、勤続年数が経過しても収入が増えないことに加え、養育費の支払いの取り決めがなされていないことから支払いが十分でないことなどが指摘された。

○永瀬 伸子 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

未婚者の子供を持つ意欲や結婚意欲の低下が示され、理想・予定ともに子供を持たないとする若年層が増えている状況が紹介された。背景として、日本では非正規雇用から正規雇用に移行しにくい雇用慣行があることなどが挙げられた。女性が働きながら子供を持てるという見通しを持てるかどうか重要な課題であり、日本の雇用慣行とルールを変え、スキル構築が可能な社会を目指すべきことや子供を持つ低所得世帯への児童手当の傾斜的な拡充の必要性などが指摘された。

パネルディスカッション

○人口減少を全ての人が自分事として捉えるための方策について

(山崎参与) 現状では子育ての問題について社会全体が支える構図を作れていない。企業・地域を含め社会全体の意識改革が必要。

○非正規雇用のキャリア構築・安定的雇用について
(永瀬教授) 賃金アップはどうか、道筋を示すべき。非正規雇用は賃金の低さと不安定雇用が問題。

○これまでの政策の推進が不十分だった要因について
(大石教授) 子育てが私的なものであり、親の責任が第一という認識が変わらず、政府支出も増えてこなかった点が課題。

北川 諒 (きたがわりょう)

最近のESRI政策フォーラム報告より

第63回ESRI政策フォーラム
「人への投資拡大—令和4年度経済財政白書」

(令和4年11月25日開催)

元内閣府経済社会総合研究所総務部総務課

福井 瑠璃子

人口減少に伴う労働投入量の減少が見込まれる我が国においては、今後、女性や高齢者等の一層の労働参加に加え、人への投資を通じた労働の質の向上が急務である。人への投資は、日本の労働市場の構造とも深く関わる課題であり、労働の質の向上のためには、社会人等の収入増加に繋がるような学び直しの強化が重要となる。本政策フォーラムでは、「令和4年度経済財政白書」の内容紹介とともに、人への投資の拡大に向けた政策や分析の在り方等について議論が行われた。以下、その概要を紹介する。

基調講演

○松多 秀一 内閣府大臣官房審議官(経済財政分析担当)

人口減少が本格化する中で雇用面の課題とその対応について説明がなされた。まず、過去30年間の賃金の伸び悩みの背景として、一人当たり労働時間が減少し、時間当たり賃金の伸びが労働生産性の伸びを下回っている点が挙げられた。次に、将来の労働の量の減少への対応として、①制度の見直しや就労支援を通じて、働く意欲を持ちながら十分就業できていない方々の労働参加を促すこと、②転職や副業・兼業を通じた一層の能力発揮を促すこと、③同一労働同一賃金の考え方の下での成果や能力に応じた賃金支払いを実現し、学び直しが労働の質を高め年収増加等に繋がるよう支援すること、などが重要とされた。

パネリストからの説明

○大湾 秀雄 早稲田大学政治経済学術院教授

人材育成投資が伸び悩んでいる背景として、育成投資(研修機会)を雇用契約に規定できないこと、育成投資のリターンに関する情報不足、育成に必要な人事・予算権限が現場に無いことなどがあり、それらの解決策として、育成投資の可視化や事業ビジョンに則った人材育成計画の立案、専門人材育成権限の現場への移譲、社員の自己研鑽意欲の向上、中間管理職の

育成力や社会的スキル向上に向けた投資の推進、政府によるリスクリング支援などについて指摘がなされた。

○児玉 直美 明治学院大学経済学部経済学科教授

雇用の流動化が人的資本投資や賃金に与える影響について説明がなされた。雇用の流動化は、労働者の交渉力向上により賃金上昇の要因となる一方で、企業側の技能や営業秘密の移転を伴う恐れから、人的資本投資・賃金の双方が下落する可能性もある。競業禁止義務条項は、人的資本投資を活性化させるものの、賃金への影響は理論的に実証されていないこと、労働組合の弱体化が賃金の伸び悩みに影響していること、労働市場集中度と賃金には負の相関があること、などが指摘された。

○原 ひろみ 明治大学政治経済学部専任准教授

「人への投資」の一つである公共職業訓練の効果測定手法について説明がなされた。海外では積極的労働市場政策を実験的手法により分析した事例が数多くあるが、日本の公共職業訓練制度ではその適用は難しく、類似のサンプルを突合するマッチング法を用いてその政策効果を推定した結果、男女の就業確率や女性では所得・正社員雇用確率にもプラスの効果が示された。また、人への投資を有効に拡大するためには、分析手法の精緻化による政策効果の検証が必要であり、業務統計の外部研究者への公開の必要性について指摘がなされた。

パネルディスカッション

○終身雇用や年功序列賃金等の「日本型雇用システム」

が学び直しのインセンティブを阻害しているのか。(大湾教授) 終身雇用や年功序列賃金は、直接的には学び直しのインセンティブを阻害していないが、終身雇用と人事部主導の人材配置、年功序列賃金と昇進の遅さはそれぞれ補完関係にあり、これらがセットとなって、学び直しのインセンティブを阻害している。

○どのような離職者訓練の在り方が望ましいか。

(原准教授) 需要のあるプログラムを公的にも提供していく必要がある。

○人への投資を拡大するには何が必要か。

(児玉教授) 職種や能力に応じた賃金の支払いが必要。その場合、賃金格差が広がるが、それを日本社会が容認する必要があるのではないかと。

○労働者の人材育成のためにどのような取組が必要か。

(松多審議官) ニーズに合う再教育プログラムへの見直しや、労働者の得意分野・不得意分野の明確化が重要。

福井 瑠璃子 (ふくい りりこ)

最近のESRI政策フォーラム報告より

第64回ESRI政策フォーラム 「インフレ・ターゲティング10年 を振り返って」

(令和4年12月5日開催)

内閣府経済社会総合研究所研究官
北川 諒

政府・日本銀行共同声明(2013年1月)により2%の物価安定目標が設定され、インフレ・ターゲティングが導入されてから本年1月で10年を迎えた。

第64回ESRI政策フォーラムでは、この10年間の物価・経済情勢を振り返り、デフレ脱却に向けてインフレ・ターゲティングが果たしてきた役割について評価するとともに、今後の課題について活発な議論を行った。以下、その概要を紹介する。

冒頭説明

○林 伴子 内閣府経済社会総合研究所次長

2013年の政府及び日本銀行による「共同声明」及びこの10年間の経済情勢や物価動向に関する基礎的なデータが紹介された。「共同声明」では、日本銀行の物価安定目標を消費者物価の前年比上昇率の2%とし、政府は機動的なマクロ経済政策運営に努めることや日本経済の競争力と成長力強化に向けた取組の具体化が明記されたこと、それ以降の10年間では物価面では「デフレではない状況」になり、また、名目GDPや税収の増加、雇用情勢の改善が実現したことについて説明があった。直近では物価上昇とともに、家計・企業の子予想インフレが上昇していること、物価上昇をカバーする賃上げの必要性などについて説明が行われた。

パネルディスカッション

○伊藤 隆敏 コロンビア大学国際・公共政策大学院教授(兼)政策研究大学院大学客員教授

インフレ・ターゲティング政策の長所や今後の課題について説明が行われた。本政策の一般的な意義として、①中央銀行の透明性、②アカウントビリティ、③独立性を守る防波堤効果、④インフレ期待のアンカー効果を挙げつつ、政策決定におけるデュアルマナデート(インフレ率とGDPギャップ)の重要性を確認された。その上で、インフレ率は目標に到達しなかった

ものの、GDPギャップはプラスとなり、物価だけではなく経済面を考慮した「弾力的インフレ目標政策」の意味からは本政策は成功といえると指摘された。また、次の10年の展望として、物価目標「2%」を変更する積極的な理由はないと評価された上で、許容範囲の明示や「早期に実現」の表現変更の可能性を指摘された。

○河野 龍太郎 BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト

10年間の日銀の異次元緩和の総括として、2010年代も2000年代と同様、潜在成長率や時間当たり実質賃金上昇率が低迷していることを踏まえ、長期停滞の原因がデフレや金融緩和の不足ではなかったことが改めて確認されたと指摘された。その上で、達成困難な高いインフレ目標を掲げた結果、中央銀行が長期国債の大量購入を余儀なくされ、①Money Printing、②金融機関の利鞘圧迫、③金融市場の機能低下などのリスクが高まった。2%インフレ目標を長期目標に改めて位置付けた上で、財政規律の弛緩などの弊害を抑えるために、安定的に2%目標に達していなくても、経済の稼働水準に応じて政策金利を動かすことができるスキームに移行すべきと指摘された。

○渡辺 努 東京大学大学院経済学研究科教授

インフレ・ターゲティング政策の効果と限界について、ノミナル・アンカーの観点から説明が行われた。米国における本政策によるアンカー効果を確認しつつ、日本では物価・賃金において現状維持のノミナル・アンカーが1990年代後半に社会の中で強く確立されており、そのために2013年以降の2%インフレ目標によるアンカーの修正が機能しなかったことが指摘された。また、「共同声明」の枠組みについては、政策目標を名目賃金上昇率に変更し、物価だけでなく賃金も動かすというメッセージを明示的に発することの重要性を指摘された。

全体討議

○2%インフレ目標と為替相場の関係をどう考えるか。

(河野本部長) インフレ目標は為替相場には中立。また、現状の日本銀行の金融政策は為替不安定化政策。(伊藤教授) 為替安定化を中央銀行の目的の一つとすると、物価安定、健全な経済との整合性が難しくなる。かつて円高を阻止するためにインフレを容認したり、バブルを阻止しなかった、という苦い経験もある。

○今後の物価安定の枠組みをどう考えるか。

(渡辺教授) 物価と賃金が動かないコストの議論が必要。

北川 諒(きたがわりょう)

最近のESRI研究成果より

アメリカ経済学会年次総会
派遣体験記内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(企画担当)付政策企画専門職

小林 周平

はじめに

2023年1月6日から8日にかけて、アメリカ・ニューオーリンズにおいてアメリカ経済学会(American Economic Association)を中心に、経済学分野の学会(Allied Social Science Associations)によるASSA年次総会が開催された。内閣府からも筆者を含む職員6名が派遣され、プログラムに参加した。本稿では、ASSA年次総会の概要のほか、プログラムへの参加を通じた筆者の感想を紹介したい。

ASSA年次総会の概要

ASSA年次総会は、毎年1月、アメリカ各地の都市で3日間にわたって開催され、経済学各分野の専門家によって最新の研究成果が紹介されるほか、研究者やエコノミスト相互の交流の場となっている。コロナ禍ではオンラインでの開催が続いていたが、2023年の年次総会は3年振りにリアル開催となった。

驚かされるのはその規模であり、ニューオーリンズにある複数の大型ホテルの会議室を貸し切って同時並行的に数十ものプログラムが行われる。年次総会ホームページを確認すると、優に600を超えるセッション、イベントが登録されていた。市内の大通りにはASSA年次総会のロゴが入ったフラッグが至るところに掲げられ、ホテルの周辺は関係者であふれる。多くがジャケット姿の大会参加者は、ジャズ発祥の地として知られる観光都市では少し浮いているのでお互いにそれだとすぐにわかった。

プログラムの大部分を占める論文セッション(Paper Session)では、各分野での先端的な研究が発表され、討論者や議場との議論が活発に行われる。各セッションはモデル分析や計量分析といった手法に注目してまとめられたものから、特定の経済現象や政策に焦点を当てたものまでさまざまであり、年次総会を通じて経済学のあらゆる分野に関する膨大な論文が披露される。

また、パネルセッションも幅広いテーマで行われ、トップ・エコノミストによって議論が交わされた。イ

ンフレやサプライ・チェーンといった目下、注目を集めているトピックスも多く取り上げられた。このほか、ノーベル経済学賞受賞者の祝賀行事や、著名経済学者による特別講演も開催され、多くの参加者を集めた。

また、年次総会は博士課程学生の就職活動の場としての側面もあり、面接の場が設けられるほか、論文セッションなどで「就職活動用の論文」を披露する学生の姿も多くみられた。

年次総会終了後には、継続学習プログラム(Continuing Education Program)と呼ばれる集中講義形式のプログラムが3日間実施され、当該分野を代表する経済学者が講義を担当する。今回は機械学習やビッグデータをテーマとするコース、実証マクロ経済学をテーマとするコースが用意された。なお、一部のプログラムについては年次総会ホームページに動画がアップロードされる。



(年次総会の模様)



(年次総会期間中のニューオーリンズの街並み)

年次総会に参加して

筆者は経済財政分析担当において政策効果の分析やオルタナティブデータの活用に関連する業務を担当しており、年次総会においては業務に関連する分野の論文セッションを中心に参加した。業務の中でも、先行研究のサーベイや計量モデルによる分析などを行っているが、恥ずかしながら最新の研究動向については、

日常業務を言い訳にフォローする時間を確保できていなかった。論文セッションでは、2時間1枠で3~4本の論文がテンポよく発表される。今回の派遣を通じて、3日間にわたり10程度のセッションに参加できたことは、各分野におけるホット・トピックスを把握し、先端的な知見に触れる上で大変有意義な機会であった。例えば、法人税の転嫁と帰着問題に関する研究を集中的に取り上げたセッションでは、過去の有名な論文の結論に挑む研究が紹介された。結果の解釈や方法的な妥当性について活発な議論が交わされ、研究潮流の変化を肌で感じる事ができた。

また、政府が保有する行政データや税務データを活用した研究が多くみられたことも印象的であった。政府保有データはその情報の正確性や網羅性の観点から、精緻な分析を行う上で大変有用である。コロナ禍の経済動向に焦点を当てたセッションでは、行政が保有する事業者支援策の実施記録を社会保険データベースと接続し、ほぼすべての対象事業者をカバーする詳細なデータセットを活用した分析が紹介され、事業者規模間での効果の異質性が指摘された。かねてから、効果的、効率的な政策立案を可能にするためにも経済主体の異質性に注目した分析の重要性が指摘されている。伝統的なマクロ的な視点をもって平均的な費用対効果を探ることの有用性が薄れたわけではないが、精緻かつ詳細な分析が可能となる政府保有データの利活用の一層の進展に期待したい。

今回、論文セッションで取り上げられた分析はどれもアメリカを始めとする海外事例による分析であ

り、分析の結果がそのまま我が国経済に適用できるものではないが、日頃から経済分析業務に従事する立場としては、分析に当たっての問題意識や手法、結果の示し方など参考になる部分が多くあった。

また、政府機関や中央銀行に所属するエコノミストの存在感の大きさが印象深かった。セッションの中には官庁エコノミストの団体が主催するものも多数開催されており、筆者もそのうちのいくつかに参加したが、設定される分析テーマや手法についても、筆者が業務で経済分析を行う上で感じていた課題と共通する部分が多く、親しみを感じた。コロナ禍における生産性や労働時間、労働参加の動向をテーマとして取り上げたセッションでは、シンプルながら画期的な分析や調査によって、目下進行中のマクロ経済環境の変化について示唆を与える研究や、統計のクセを補正することで実態をより正確に把握する手法が紹介された。パブリック・セクターで経済分析に従事するエコノミストの視点は、研究機関や民間シンクタンクにおける類似業務への従事者と異なる部分もあると考えられる。各行政機関のエコノミスト同士で研究発表の機会を持ったり、あるいは日常的な分析上の問題意識やノウハウを共有したりする機会の重要性を改めて認識した。

今回、年次総会へ派遣を通じて、官庁エコノミストとしての必要な知見を補給するとともに、その役割や意義について再確認できた。目の前の業務から一時的に離脱し、「リカレント教育」の機会が得られたことに感謝したい。

小林 周平 (こばやし しゅうへい)



(年次総会派遣者と会場で)

最近のESRI研究成果より

ESRI国際コンファレンス2022

—ポストコロナの経済社会—

内閣府経済社会総合研究所
上席主任研究官
出口 恭子

内閣府経済社会総合研究所は、昨年12月、「ポストコロナの経済社会」をテーマに「ESRI国際コンファレンス2022」を開催した。感染対策のため、会場での出席者数を制限せざるを得なかったものの、議論の様子はオンラインでライブ配信し、オンラインから多くのご参加を頂いた。

幅広い視点からの学際的な議論

1日目は、国際コンファレンスの特別セッションとして、国際ラウンドテーブルを設けた。会場では、総勢20名余りの内外の専門家にできるだけ互いの顔が見える形で着席いただき、星岳雄教授（東京大学）、アラン・アワバック教授（カリフォルニア大学バークレー校）、アニル・カシャップ教授（シカゴ大学）の3名の共同議長の下、コロナ危機を経て変貌を遂げつつある経済社会について、「政府に対する信頼と情報提供」、「雇用ショックへの対応」、「パンデミックの国際経済への影響」の3つのテーマに焦点をあてて、全体として4時間近くにわたる活発な議論が展開された。



星岳雄教授（東京大学）

第1番目のテーマ「政府に対する信頼と情報提供」については、感染拡大の封じ込めに重要となる人々の行動変容が効果的に引き起こされるためには、人々の政府に対する信頼性や政府からの情報提供がどうあるべきかといった視点から議論が交わされた。新型コロナに対する日米での実際の政策対応を踏まえ、政府が

人々に犠牲を強いる場合には、政治的信頼が重要であることや、公共政策の信頼性の確保には、政府は明確な戦略目標を示した上で、戦略目標と整合性のある政策を採用すべきであるとの指摘があった。また、人々の考え方を国際比較する際、特に日本の世論調査では、「どちらでもない（中位回答）」や「わからない」といった回答の割合が高いなどの特徴を考慮した上で、調査結果を慎重に分析する必要があるなど、データの取り扱い方についての議論もあった。

第2番目のテーマ「雇用ショックへの対応」については、感染拡大局面で講じられた各国の雇用戦略が、休業者を含めた従業員の雇用を維持するための企業への補助金支給と、解雇された労働者への所得保障に大別されることから、この2つの異なる雇用戦略の比較を念頭に議論が行われた。パンデミック等により経済社会に構造変化が起きたときには、従来からの仕事をそのまま維持するのではなく、できるだけ多くの人々が就労を継続できるようにすることが重要になることや、雇用政策をはじめコロナ禍で実施された各種の公共政策の評価では、実施コストや政策の不正利用の規模を含めて分析する必要があることが指摘された。

「パンデミックの国際経済への影響」についての議論では、パンデミックによって世界経済の不確実性が高まり、それに伴う国際金融や貿易面でのリスクの増大を懸念する発言が多かった。経済安全保障の観点からの各国政府による市場介入が増加する傾向にあるが、この傾向は、コントロールが困難な価格変動のリスクを新たに生んでしまうことや、低所得国での急速な公的債務残高の積み上がりに対して、債務処理のための国際的な枠組みづくりが今後の課題になるとの指摘があった。

実証分析に基づく学術的な議論

2日目は、ジャレッド・バーンスタイン大統領経済諮問委員会（CEA）委員から、「移行期にある米国マクロ経済」という題目での基調講演を頂き、基調講演に続く各セッションでは、ポストコロナの経済社会において重要となる政策課題のうち、在宅勤務、金融システムにおけるリスク、パンデミック後の財政政策、生産性がテーマとして取り上げられた。

議論の一端を紹介すると、「在宅勤務」のセッションでは、発表者のエドワード・グレイザー教授（ハーバード大学）は、米国では在宅勤務をする労働者数がパンデミック前の2倍となっているが、今後の都市構造を予測する上では、こうした在宅勤務者の規模の変化だけでなく、人々が狭い空間で互いに学び、協力し

て仕事することをどうとらえるかも重要なファクターになるとの報告があった。これに関連し、討論者の大久保敏弘教授（慶応義塾大学）から、在宅勤務は労働者のワーク・ライフ・バランスを改善させる可能性がある一方、職場等でのリアルでのコミュニケーションがイノベーションの鍵でもあるとの指摘があった。ポストコロナでは、在宅勤務とオンサイト勤務との望ましいバランスがどこにあるかが論点になるとみられる。さらに、在宅勤務が企業内の昇進や男女間の賃金格差に対してどのような影響を及ぼすかが新たな研究テーマとして浮かびあがってきた。



エドワード・グレイザー教授（ハーバード大学）

コロナ危機の教訓と将来の危機への備え

2日間の議論の締めくくりとしてのパネルディスカッションでは、初期のコロナの感染拡大から2年半が経過したことから、パンデミックの初期に策定された予測や公共政策を評価しつつ議論が進んだ。

アンドリュー・アトケソン教授（カリフォルニア大学ロサンゼルス校）は、コロナ禍における米国での政府の対応について、短期的な計画の下で公的介入が開始されたが、公的介入が当初の計画通りにうまく進められなかったときに、速やかに差し替えられるべき代替案が準備されていなかったため、死亡数だけでなく、経済的・社会的損失も増加させてしまったこと、また、米国でも日本のようにマスク着用等のNPI（非医薬品介入）をもっと導入していれば、経済的・社会的損失をかなり減少させることができたと振り返った。

星岳雄教授（東京大学）から、パンデミックの経済への影響について、多くのエコノミストは、需要サイドへの影響が大きいとデフレを懸念したものの、時間の経過とともに、デフレではなくインフレが起き、需要サイドよりもむしろ供給サイドへの影響が大きくなり、供給サイドが重要となることはほとんど予想できていなかったとの発言があった。これに続き、アニ

ル・カシャップ教授（シカゴ大学）からも、多くのエコノミストが高インフレの種を見落とし、今や高インフレに対処するための金融引き締めが世界経済にとっての最大のリスクになっているとの指摘があった。

アニル・カシャップ教授（シカゴ大学）からは、長期間にわたり学校閉鎖をすれば中長期的に若年層に深刻な影響を及ぼすことをエコノミストは容易に予測できたが、こうしたエコノミストの考え方が米国では学校閉鎖の政策決定にほとんど影響を与えられなかったことや、パンデミックによって広がった在宅勤務が今後も拡大するか否かは、在宅勤務が生産性を引き上げるかどうか重要なファクターになりうるとの発言もあった。

仲田泰准教授（東京大学）は、日本では、コロナショックが経済回復の遅れだけでなく、婚姻の減少や自殺の増加をはじめとして経済に永久的な傷跡を残す可能性があることを指摘した。



アラン・アウバック教授（カリフォルニア大学バークレー校）

4名のパネリストからの発言を受けて、議長を務めたアラン・アウバック教授（カリフォルニア大学バークレー校）から、米国では、長期間に及ぶ学校閉鎖についての決定に代表されるように、コロナ禍での政策決定プロセスでは、保健医療分野の視点を中心に議論が進められ、経済的・社会的損失が考慮されていなかったが、今後、公衆衛生上の緊急事態が再び起きたときには、こうした経済的・社会的損失の定量的な研究が政策決定に適切に織り込まれる必要があるとの発言があり、フロアーを交えた活発な議論を経て閉会となった。欧米のエコノミストにも3年振りに東京にお越し頂くことができ、コロナ禍で中止となっていたオンサイトでの国内外の研究者による知的交流を再開させることの意義を実感する2日間であった。

出口 恭子（でぐち きょうこ）

ESRI 特別研究員報告

政策立案における概念のエンジニアリング

内閣府大臣官房企画調整課
兼内閣府経済社会総合研究所 特別研究員

加藤 睦久

筆者はこれまで政策立案及び法制執務の方法について実務と学術の双方から研鑽を積んできたところ、経済社会総合研究所においては、特に経済活動・社会活動への効果等を踏まえた概念の更新に焦点を当てて研究を進めてきた。現在も取組を進めているところ、ここではその成果の一端を紹介したい。

はじめに

政策は、社会のソフトウェアである。政策立案に当たっては、既存の概念を所与として取組を進めることもあるが、法令の制定又は改廃等を通じて、新たな概念を作り出したり、既存の概念の欠遺を改善したり、ときには不適当な概念を廃止したりすること——標語的にいえば、概念をエンジニアリングすること——もある。例えば、成年年齢という概念は、明治9年（1876年）の太政官布告以来、実に140年にわたって20歳を意味するものと解されてきたが、平成30年の民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）によって、その意味するところが18歳へと更新されたことは記憶に新しい。また、障害者に関する概念では、現在では不適切とされる種々の用語が昭和50年代中頃まで法律においても用いられていたところ、これらは障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第51号）及び障害に関する用語の整理に関する法律（昭和57年法律第66号）によって計171本の法律において廃止され、新たに「——障害」へと改められた。

1. 概念の開発

このような営みの中には、単なる語句の表現ぶりの変更や、閾値の変更といった量的な基準の変更のみならず、概念の意味について質的な変更を図ろうとするものもある。先に挙げた障害者施策を視角とすれば、障害者基本法（昭和45年法律第84号）における障害者の定義は、心身障害者対策基本法として制定された当時、「障害者」ではなく「心身障害者」と表記され、「肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害若しくは言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害等の固定的臓器機能障害又は精神薄弱等の精神的欠陥（以下『心身障害』と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」とされていたが、障害者

の権利に関する条約（A/RES/61/106）の規定を踏まえ、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）によって、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下『障害』と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と改められた（法第2条第1号）。ここで社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とされており（法第2条第2号）、新たな障害者の定義は、個々人の内在的な障害のみに着目した旧来の障害者像を超えて、社会的障壁をもその要素として含むものとなった。

こうした概念の更新は、どのように行うことができるのであろうか。ひとつには、審議会や条約体といった知恵の場の活用が挙げられよう。論題に連続性がない場合、新たな概念は、もはや元の概念とは全く別のものとされてしまい、元の文脈の中で作動しなくなってしまうおそれがある。しかし、知恵の場は、様々な経験や知識を集約するだけでなく、議論を通じて論題連続性を確保し、概念の更新を可能とすることに貢献することができるのである。

また、経験や認識への名付けや解明、継続的・体系的な共有ができない場合、概念を利用したり開発したりすることができなくなってしまうため、それらを可能にすることも重要である。例えば、障害当事者が自身の経験や認識に名前を付けて解明し、これを共有することによって概念化することは、各地域・各国においては障害特性の多様性や個別性の高さなどにより困難であったとしても、障害者政策委員会や国連障害者権利委員会といった知恵の場に物理的・空間的制約を超えて集い、建設的な対話を重ねることなどによって、これが可能となる。

このとき、委員等の構成が障害種別等の多様性を反映したものとなっていることは、それぞれに概念が分断され、サイロ化してしまうことを防ぐことにも貢献しているものと考えられる。また、条約や基本法等を通じた法的改善を積み重ねてきたことも、概念の建設的な形成・普及に寄与したものと見られる。

以上のような、概念の評価、改善、実装に関する方法——特に、ある概念が何を意味しているかという記述的分析から一歩踏み込み、ある概念が何を意味すべきかという規範的分析や、そうした概念のエンジニアリングが可能かどうか、妥当かどうかなどを精査するメタ意味論的分析については、政策立案における実務的意義があるのみならず、学術的にも知のフロンティアとなっており、法や言語の基礎論を中心として様々な研究が展開されている（Issac & Koch (2022)）。実際、概念の量や解釈が過度に抑制されてしまえば、法律や制度を適切に設計したり運用したりすることが困

難になるが、他方、概念のインフレ——概念量の増加や解釈の拡大——が野放図になされれば、法の実効性や安定性が損なわれるおそれがある。そのため、概念のエンジニアリングの方法に係る検討は、法的・政治的な観点からも重要な意義を有するものであるといえよう。

2. 概念定義の分析

では、経済的・社会的な活動に対して、概念のエンジニアリングはどのような効果をもたらすのであろうか。これについては、データに基づいて実証的に示すことができると望ましいが、少なからぬ政策分野において、そもそもデータがないという問題に直面することになる。そこで、概念の定義について計測可能性の観点から分析してみると、概念には、操作的に測ることができる定義——操作的定義——を備えたものと、そうでないものがあるといえよう。例えば、成年年齢の概念は、戸籍に記された生年月日を基に期間を算出するという操作によって測ることができるものであるが、障害者基本法における新たな障害者の概念は、その定義に社会的障壁なる要素が含まれるため、例えば障害者手帳の有無といった操作によっては測ることが困難であった。データなかりせば、実証はおろか、エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-based Policymaking: EBPM) を実践することも困難になってしまうところ、操作的定義がない状況を克服するためには、分析に急いで進むのではなく、まずはデータの収集段階まで立ち戻って、その操作的定義を開発するところから出発することが必要になる。このとき、操作的定義が整備できたとしても、実際の調査等にそれが導入されなければデータを得ることはできない。このため、実際に機能させるためには、基幹統計調査などへの導入についても併せて企画・調整を進めることが重要となる。

3. 操作的定義の開発

そこで、我が国の障害者施策においては、障害者権利条約への締結、障害者基本計画（第4次）の策定、公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期）の策定を経て、障害者統計の充実に係る調査研究において障害者を捉えるための設問の検討を行った。検討の詳細は報告書を参照されたい¹が、最終的には、欧州統計局のガイドラインにおいて用いられている最小欧州健康モジュール (Minimum European Health Module, MEHM) と国連障害者権利委員会・国連統計委員会が取り上げているワシントングループの短い設問セットの2つが設問を候補として各省において基幹統計への設問導入の検討が行われ、統計委員会への諮問・答申を経て、社会生活基本調査（総務省）に欧州統計局の設問が、国民生活基礎調査（厚生労働省）にワシ

ントングループの設問が、それぞれ導入されることになった。新たな設問が盛り込まれた社会生活基本調査は、令和3年に実施され、我が国で初めて、新たな設問に基づく障害者についてのデータを得ることができた。このデータの分析及び検討に当たって、社会保障・人口問題研究所において研究会が開催されたところ、得られた主な結果は、林（2022）にまとめられている。令和5年度中には、国民生活基礎調査による新たなデータも得られる見込みであるため、この分析・検討についても進めていきたいと考えている。こうした操作的定義の開発及び調査への導入は、分析・検討の基礎を為すものであり、とりわけ経済政策と比べるとデータ整備の観点から改善の余地があると考えられる社会政策などの分野においては、ややもすると華々しい分析と比較して地味に思われるかもしれないが、堅実かつ重要な取組である。

おわりに

以上を要約すれば、

- (1) 政策立案の方法の一つとして、概念のエンジニアリングという考え方がある
- (2) 概念の開発に当たっては、論題連続性を確保し、認識や経験への名付けや解明、継続的・体系的な共有を可能にすることができる知恵の場が重要な役割を果たし、その構成員の多様性も重要である
- (3) すべての概念が操作的定義を備えているとは限らないため、操作的定義を開発し、基幹統計調査等への導入を進めていくことも重要な取組であるといえよう。

これらは、EBPMの実践及び推進に当たって重要であることはもとより、より先鋭的な議論にも目を向ければ、データ駆動型の政策立案² (Data-driven Policymaking: DDPM) やアルゴリズムによる法³ (Law by Algorithm) といった新たな方法論を検討するに当たっても重要な考え方となろう。

概念のエンジニアリングを通じて、行政機構全体、そして政府の重要政策等を適切に作動させていくことは、まさに内閣府が知恵の場として果たしていくべき役割であると考えられる。

参考文献等

- Manuel Gustavo Isaac & Steffen Koch (2022) "Foundational Issues in Conceptual Engineering: Introduction and Overview" Inquiry
内閣府 (2020)「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業報告書」
林玲子 (2022)「障害統計の分析——複数の指標とその推移」

加藤 睦久 (かとう むつひさ)

1 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r01toukei/outline.html>

2 世界銀行などで取組が進められている。

3 Horst Eidenmüller and Gerhard Wagner (2021) などの議論がなされている。

経済財政諮問会議の理念と歩み

司令塔としての経済財政諮問会議 (5)

レオス・キャピタルワークス顧問
(元内閣府審議官)

前川 守

前号に続き、各年の骨太方針について、今号では2003年（平成15年）について説明する。

(4) 骨太2003（6月27日閣議決定）、担当者：竹中大臣、根本匠副大臣（衆議院議員）、木村隆秀大臣政務官（衆議院議員）、河出事務次官、小林内閣府審議官、小平政策統括官

①経済背景

景気循環的には2002年1月に景気の谷となり回復局面となり、実質GDP成長率は、2001年4-6月期から三四半期連続マイナスの後、2002年1-3月期からはプラスとなり、2002年度全体でもプラス0.9%となったが、輸出主導の企業部門中心の回復であり、個人消費の動きは鈍く完全失業率も5%を超えていた。また、依然として緩やかなデフレ状況であり、名目GDP成長率は2001年度（▲1.9%）に続き2002年度もマイナス（▲0.7%）であった。

世界情勢も2002年後半以降のイラク情勢の緊迫化、2003年3月のイラク戦争の勃発、またSARS（重症急性呼吸器症候群）の2002年11月から03年5月までの世界的な流行（結果的に日本で患者は発生しなかったが、近隣のアジア諸国に患者が多かったことから、空港等での検疫体制強化等、相当な対策は講じた）等もあり、日本の輸出が鈍化する等、景気は踊り場的な状況となっていた。

また、この時期に、バブル崩壊以降長年の課題であった不良債権処理に関して大きな進展があった。即ち2002年9月30日の内閣改造でそれまで柳沢伯夫氏が担当していた金融担当大臣を竹中平蔵経済財政政策担当大臣が兼任することとされ、10月30日に資産査定厳格化、自己資本の充実、RCC（整理回収機構）の一層の活用、ペイオフ完全実施の延期等により主要銀行の不良債権比率（当時8.1%）を2年半後の2004年度には半減するという「金融再生プログラム」が策定され、不良債権処理が進められた。短期的には負の

インパクトがあるため株価は低下し、2003年4月28日には7604円というバブル後最安値となったが、5月17日に開かれた金融危機対応会議でりそな銀行に公的資金を注入することが決定されたことをきっかけに株価は反転し、不良債権比率も2004年3月末には、5.2%に低下した。

内閣府設置法第42条に定める金融危機対応会議が開かれるのは、この時が初めてであった。当日は土曜日で休日であったが、福田内閣官房長官秘書官だった筆者はSARS担当として金融危機対応会議が開かれた官邸に出勤していた。記者の関心は金融危機対応会議ばかりで、SARSについては全く質問がなかった。1998年に中央省庁等改革本部事務局員として内閣府設置法案を書いた筆者としては、まさかこの条文が使われる日が来るとは思っていなかった。感慨深かった。この条文の経緯は、1997年12月の行革会議最終報告には記述はないものの、翌98年1月の自社さ連立与党合意において「大規模かつ連鎖的な破綻など金融危機に対応するため、内閣府に経済安全保障会議（仮称）を設置する。」とされたことから、同年6月成立の中央省庁等改革基本法第12条第3項の経済財政諮問会議の設置を定めた次の項（第4項）で設置が規定されたものである。

②特徴

実感がないと言われながらも景気回復局面となり、不良債権処理も進展しだしたので、骨太2003では、日本経済の構造改革を更に本格的に推進することに重点が置かれた。このため、構造改革が目指す目標として「3つの宣言」を、具体的な改革として「7つの改革」を示した。

また、骨太方針構成上の工夫として、7つの改革の内容を記述した第2部では、最初に【改革のポイント】を端的に述べ、その後【具体的手段】として詳述するという形態とした。

i) 「3つの宣言」と「7つの改革」

宣言1 経済活性化：民間の活力を阻む規制・制度や政府の関与を取り除き、民間需要を創造する。

改革1：規制改革・構造改革特区（後述）

改革2：資金の流れと金融・産業再生

- ・金融システムの強化：金融再生プログラムの着実な実施

- ・証券市場の構造改革と活性化：家計貯蓄の証券市場への流入促進

- ・公的部門における取組：郵貯・簡保、年金の資金の調達・運用やリスク管理について引続き検討
- ・産業再生と地域経済：中小・地域金融機関のレーションシップバンキング機能の強化

改革3：税制改正：大議論の末に骨太2002でまとめた「包括的かつ抜本的な税制改革」に引き続き取り組む

改革4：雇用・人間力の強化

- ・雇用制度改革：ハローワーク等関係機関の連携、地域の自主性、利用者選択の拡大、民間事業者の活用
- ・雇用機会の創造：観光等サービス産業を中心とした雇用機会の拡大、健康サービス産業、文化産業の創出
- ・義務教育改革等：学校評価や学校選択の自由拡大、キャリア教育の推進

宣言2国民の「安心」の確保：持続可能な社会保障制度を構築し、若者が将来を展望でき、高齢者も安心できる社会をつくる。

改革5：社会保障制度改革

- ・年金制度の改革：2004年に予定される次期年金制度改正は、以下の基本的方針に沿った改革を行う。
 - イ 現行の給付と負担の水準では制度は維持できないことから、早期の給付調整を図る。
 - ロ 保険料は引上げざるを得ない。将来の最終的な保険料は、国民負担率の抑制と将来の現役世代の過重な負担の回避を重視して決定。
 - ハ 人口や経済の状況変化に応じて給付を自動的に調整する仕組み（これがマクロ経済スライド方式となる）の導入。
 - ニ 高齢者の経済格差に配慮した給付抑制や負担の在り方。
 - ホ 積立金は、年金の支払いに支障のない程度まで抑制。運用は、独立した第三者機関で行う（これが2006年4月設立の年金積立金管理運用独立行政法人となる）。
 - ヘ 女性や高齢者の就労を阻害せず、働くことに中立的な制度。
- ・医療制度の改革：2003年3月に閣議決定した、保険者の再編・統合、高齢者医療制度、診療報酬体系の「基本方針」を極力早期に実施する（これにより2008年4月から後期高齢者医療制度が開始された）。
- ・社会保障サービスの一体的な設計：年金・医療・

介護・生活保護等の社会保障サービスを一体的にとらえ、制度設計を相互に関連づけて行う。

宣言3将来世代に責任が持てる財政の確立：財政の信頼を確保し、成長を重視する。

改革6：「国と地方」の改革（後述）

改革7：予算編成プロセスの改革（後述）

大きな議論となったのは、宣言3の説明で国民負担率に関する数値目標を書いたことである。

「現行制度を維持する場合、公債残高の増加に伴う利払い費の増加、高齢化の進展による社会保障給付費の増加等により、今後、政府の規模は、趨勢的に増大していくこととなる。プライマリーバランスを黒字化するなど財政を健全化していくため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、例えば潜在的国民負担率で見て、その用途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する。」（P4、第1部3. (3)、下線筆者）

最終的にはこのような表現となったが、この文章に落ち着くまでには紆余曲折があった。

まず2003年4月1日第7回経済財政諮問会議で民間議員ペーパーの「年金制度改革に関する論点整理」において、「経済社会の活力維持の観点からは、年金の保険料負担を含む国民負担率の上昇を抑制することが望ましい。政府の大きさについてどう考えるか。」という問題提起が行われ、4月16日第9回会議の民間議員ペーパーでは年金制度改革に関する複数の試算を示し、「現状のままでは2025年の潜在的国民負担率は60%以上になるが、これを50%程度にすることを目指すべき」との提案があった。6月9日第12回会議で議論が行われ、民間議員や経産大臣からは「潜在的国民負担率は、持続的経済成長のため、また社会保障制度に限らず抜本的改革を行うため、50%程度にすべき」という意見があり、厚労大臣からは「国民負担率の議論は、あくまでも財政の規律としての指標であるのに、社会保障の抑制で財政赤字が解決できるような誤解を招くことは反対。」との意見があり、これらを踏まえ6月12日第13回会議で示された骨太の素案では、書く場所としては社会保障制度改革の部分ではなく、財政の総論部分とされ、「現行制度を維持する場合、高齢化の進展による社会保障給付の増加、公債残高の増加に伴う利払い費の増加等により、2025年頃には政府の規模（潜在的国民負担率）は国民所得比で60%程度まで高まるとみられる。政府の規模の肥大化

を避けるため、民間需要主導の持続的な経済成長を実現すると同時に、政府全体の歳出全体を国・地方が歩調を合わせつつ抑制することにより、政府の規模を中長期的にも50%程度にとどめることを目指す。」（下線筆者）という表現とされた。

6月18日第14回会議の原案でも同じ表現であったが、それから26日第15回会議での決定までの間の与党調整で、与党から多くの意見が出で冒頭のような表現になった。変更点は以下の通りである。

- ・現状のままでは2025年頃に負担率が60%程度になるという試算の数値は記述せず「政府の規模は趨勢的に増大していく」という間接的な表現にした。
- ・「政府の肥大化を避けるため」という表現は、「PBを黒字化するなど財政を健全化していくため」に修文。
- ・「50%程度にとどめることを目指す」という表現は、「例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する」と修文。

このように潜在的国民負担率は例示としたものの、50%程度という数値は書いたのである。翌年の骨太2004においても同じ文章を書き込んだ（P3）。

ii) 総合規制改革会議との連携

規制改革も構造改革の重要なプログラムであり、諮問会議においても骨太2002による構造改革特区の創設等、規制改革を推進するための制度の整備は行っていたが、個々の規制改革自体の議論については総合規制改革会議で行っており、諮問会議では行っていなかった。しかしながら、2002年9月30日の諮問会議において、規制改革は経済活性化のために不可欠であり、総合規制改革会議と経済財政諮問会議が密接に連携を取るべきとされ、今後は節目節目に総合規制改革会議議長から報告を受けて、諮問会議でも規制改革の集中審議を行うこととされた。次いで同年11月22日の諮問会議では、以下の3つのことが決められた。

- ・総合規制改革会議が選定した重要テーマについて、半年ごとに目標設定を行う。
- ・3ヶ月ごとに、中間段階での検討状況を、規制改革担当大臣が諮問会議で報告する。
- ・医療、福祉、教育、農業、都市再生、労働市場といった重要事項について、総合規制改革会議はアクションプランを策定し、諮問会議の場で発表する。これを受けて、翌2003年2月17日の諮問会議に、以下の12の事項についての「規制改革推進のための

アクションプラン」が発表され、民間議員からはこのうち(1)～(6)が最重要項目とする意見が出された。

- (1) 株式会社等による医療機関経営の解禁
- (2) 保険診療と保険外診療の併用（いわゆる混合診療）の拡大
- (3) 医薬品販売体制の拡充
- (4) 新しい児童育成のための体制整備
- (5) 公立学校の管理・運営の民間委託等
- (6) 株式会社等による農地取得の拡充
- (7) 労働者派遣の医療分野への適用拡大
- (8) 大学・学部・学科の設置の弾力化
- (9) 高層住宅に関する容積率の緩和
- (10) 職業紹介事業における地方公共団体・民間事業者の役割の大幅拡大
- (11) 株式会社による特別養護老人ホーム経営の全国展開
- (12) 株式会社による農業経営（農地のリース方式）の全国展開

その後、総合規制改革会議はアクションプラン実行ワーキンググループを10回開催する等、規制担当省と精力的な審議・調整を進め、諮問会議でも5月28日に関係大臣の出席を求めて審議し、骨太2003に具体的な改革方針を盛り込んだ。

なお、総合規制改革会議は、新中央省庁体制になった2001年以降、3年程度の時限設置で、総合規制改革会議、規制改革・民間開放推進会議、規制改革会議、行政刷新会議規制・制度改革分科会、規制改革会議、規制改革推進会議と6代18年間続いてきたが、2019年10月以降、常設の規制改革推進会議となり設置期限がなくなった。設置根拠は、民主党時代の行政刷新会議規制・制度改革分科会は、閣議決定で設置された行政刷新会議（事業仕分けの推進体として有名）の下部機関という特異な体制であったが、その他は内閣府本府組織令第31条に基づく政令設置の通常の審議会である。

③主要政策提言

i) 三位一体改革

ESR No39 (3) ②iv) で述べたように、三位一体改革は骨太2002で頭出しされていたが、骨太2003では、「国と地方の在り方の改革に向けて」という議題で4回の審議(4/1、5/8、5/28、6/18)が行われ、このうち4/1には地方分権改革推進会議の水口弘一議長代理、5/8には加えて西室泰三議長の出席を得て審議された。その結果、以下の

3点をポイントとする改革の具体的工程と数値目標が定められた。

- ・ 国庫補助負担金の改革：4兆円程度を目途に廃止
- ・ 税源移譲：補助金削減の8割程を目安として移譲
- ・ 地方交付税の改革：2006年度までに財源保障機能全般を見直して縮小

この三位一体の改革は、予算的には2004年度から2006年度までの3年間で行われることになった。

3点のうち最も議論があったのが、第1点目の国庫補助負担金の改革である。各省の権限と予算削減に直結するからだ。諮問会議でも各省大臣に随時出席を求めて審議が行われ、改革案のたたき台については、内閣官房副長官、内閣府・総務省・財務省の事務次官、補助金関係省の事務次官、民間議員代表として本間正明議員による「検討の場」が内閣官房に作られて、作業を進めた。

以上の努力の結果、骨太2003には本文31頁に対して7頁の「別紙2、国庫補助負担金等整理合理化方針」が付けられ、基本方針と重点項目（社会保障、教育・文化、公共事業、産業振興その他）の改革工程が定められた。実は6/18の原案では、別紙2は、1重点項目の改革工程7頁、2「改革と展望」の期間中における基本方針2頁、3事項別対処方針31頁、という3部構成で40頁もの長さになっていたが、その後の各省調整と与党調整で事項別対処方針は削除され別紙2は7頁となった。一度公表された原案がこのように大幅に削除されることは珍しいが、公開の下で議論するという諮問会議らしい審議方式ではあった。

しかしながら、骨太2003に従って、その後も政府部内の努力は進められ、2006年度予算までで国庫補助負担金は4.7兆円、税源移譲は3兆円、地方交付税は5.1兆円の改革が行われ、骨太2003に定めた三位一体の改革は実現されたのである。

ii) 予算編成プロセス改革：モデル事業

本件については第5回会議（3/10）での議論を受けて、事前の目標設定と事後の厳格評価により、予算の質の改善・透明性の向上をはかる第1歩として、「モデル事業」を試行的に導入することとされた。

ポイントは、以下のようなものである。

- ・ 目標：定量的な達成（アウトカム）目標。達成期限・達成手段を明示。
- ・ 評価：何をもって「達成」とするか評価方法を提示。
- ・ 期間：1～3年程度。各年度ごとの達成目標を明示。

・ 執行弾力化：複数年にわたる事業については、円滑に行うための国庫債務負担行為や繰越明許費を積極的に活用。

2004年度予算では、以下の9省庁10事業、04年度予算総額699億円が計上された。前年度からの継続事業が7件、新規3件であり、システム整備関係が多い。

[金融庁] 有価証券報告書に関する電子化システム整備 323百万円

[総務省] 総合的なワンストップサービス整備 391百万円

[外務省] 在外選挙人登録推進（広報活動） 182百万円

[財務省] 国税電子申告システムの全国展開 9,026百万円

[文部科学省] 産業廃棄物等再資源化実証プロジェクト 475百万円

[厚生労働省] 感染症発生動向調査 135百万円

[農林水産省] バイオマス生活創造構想事業 1,164百万円

[経済産業省] 電子経済産業省構築 5,164百万円

[経済産業省] 特許事務の機械化（電子出願等） 52,933百万円

[国土交通省] 海事保安強化基盤システム構築（船員データ電子化） 80百万円

（以下次号）

前川 守（まえかわ まもる）

経済財政政策部局の動き：経済の動き 世界経済の潮流2022年Ⅱについて

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(海外担当)付
衛藤 鼓

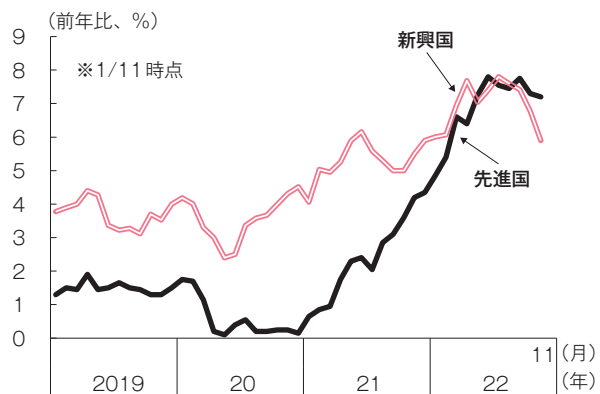
内閣府・経済財政分析担当では、世界経済の動向を分析する「世界経済の潮流」を2002年より公表している¹。

2023年2月8日に公表した「世界経済の潮流2022年Ⅱ—インフレ克服に向かう世界経済—」(以下「潮流」という。)では、世界的な物価上昇が進行中、インフレ克服に向かう世界経済の動向とともに、世界貿易の中で存在感の高まるASEAN²の貿易構造を中心に分析した。以下ではその概要を紹介する。

1. 2022年後半の世界経済の動向

2022年後半の世界経済は、ウクライナ情勢を受けたエネルギー価格等の高騰や経済全体での労働コストの増加等を背景としてインフレが進行した(図1)。

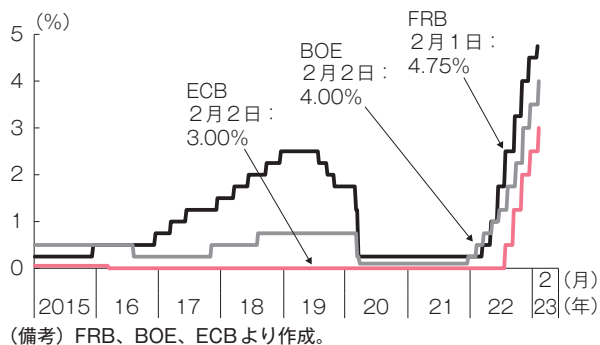
図1 G20諸国の消費者物価上昇率



(備考) 1. 各国統計より作成。
2. 先進国は、G7各国及びオーストラリアの消費者物価上昇率(前年比)の中央値。
新興国は、上記「先進国」を除くG20各国(欧州連合を除く)の消費者物価上昇率の中央値。

インフレへの対応として、政策金利の大幅な引上げや保有資産の削減等、過去と比較して急速な金融引締めが進展した(図2)。これにより、国債市場や為替市場の変動といった副次的な影響もみられた。

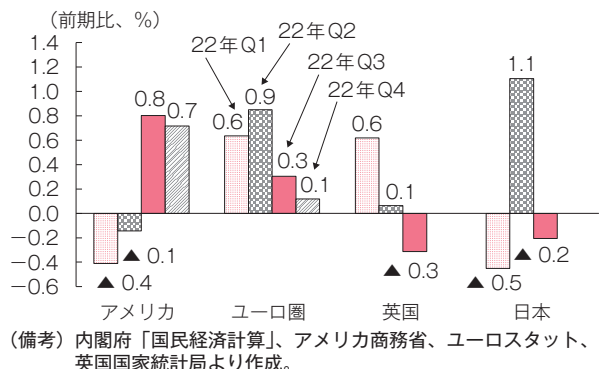
図2 欧米の政策金利



エネルギー確保のために欧州ではガス備蓄の確保や消費量削減、石炭火力発電所の再稼働が進められたことを背景にエネルギー需給が緩和し、2023年初にかけてエネルギー価格は下落した。これに加え、各国において電力料金の抑制策等の物価高騰対策が講じられたこともあり、インフレには一服感がみられている。

物価上昇や金融引締めといった景気の下押し圧力が続いた一方で、アメリカやユーロ圏では2022年後半のGDPがプラス成長となるなど(図3)、世界経済は総じてみれば底堅い動きがみられた。

図3 先進国の実質GDP成長率



2. 世界経済の見通しとリスク

潮流では、今後の世界経済のリスク要因として、主に4つのリスクを挙げている。

(1) 急速な金融引締めに伴う影響

金融当局は2023年に入っても利上げを継続しており、追加的な金融引締めが過度な需要抑制をもたらす可能性、金融資本市場への影響には留意が必要である³。

1 https://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa22-02/sa22.html

2 東南アジア諸国連合 (Association of South East Asian Nations)。東南アジアの10か国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)で構成される。ASEANは、2022年11月11日、東ティモールを11番目の加盟国として承認することで原則合意したと発表した。本稿では、執筆時点(2022年12月末)の正式な加盟国である10か国を表す。

3 潮流公表後の2023年3月には、欧米の一部の銀行の破綻や経営不振を受けて、株価下落や国債金利低下等の金融資本市場の変動が世界的にみられた。

(2) ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー確保

欧州においては、ウクライナ情勢の長期化に伴うロシア産ガスの完全遮断に備える等、エネルギー確保への対応が求められている。

(3) 地政学的要因による中国での経済活動抑制

在中国のアメリカ企業においては、米中貿易摩擦による販売の減少や中国への投資の遅滞等、現地における経済活動の抑制が懸念される。今後も米中貿易とその各国の経済活動への影響には注視が必要である。

(4) 中国の感染再拡大と不動産市況の悪化

感染が収束した後も、消費や生産等における感染拡大の影響の長期化による下振れリスクに留意する必要がある。加えて、不動産市況の悪化による不動産業の停滞、関連企業への波及、問題の長期化による銀行や地方政府の財務状況の更なる悪化が中長期の成長を抑制することが引き続き懸念される。

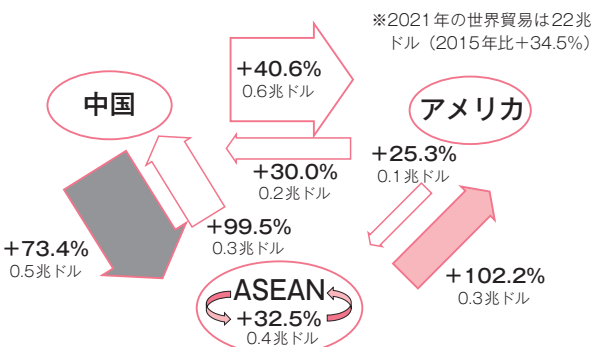
3. 世界的なサプライチェーン再編の動き

半導体を中心とした供給制約の問題や米中貿易摩擦の影響を受けて、世界的にサプライチェーンを再編する動きがみられている。

潮流では、欧米の半導体生産におけるサプライチェーンの強化に向けた取組を概観するとともに、特定国への依存リスクの軽減に向けた動きの中で存在感の高まるASEAN貿易を分析した。

図4はASEANとアメリカ、中国の貿易について、2015年からの変化を示しており、特にASEANの対米輸出と対中輸入は、同期間の世界貿易額の増加幅を大きく上回って増加した。

図4 2021年のASEAN等の輸出入額及び2015年比

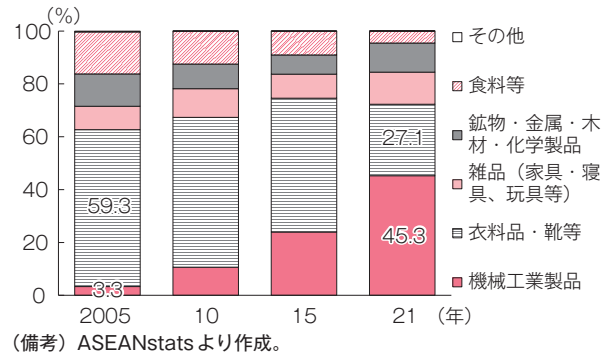


(備考) 1. IMF Direction of trade Statisticsより作成。
2. 金額は2021年、%表示は2015年からの伸び率。

また、ASEANでは貿易が量的に拡大するのみならず、貿易品目が高度化する質的变化が進行している。例えば、ASEANの対米輸出でシェアが急上昇しているベトナムにおいては、輸出品目が一次産品・軽工業

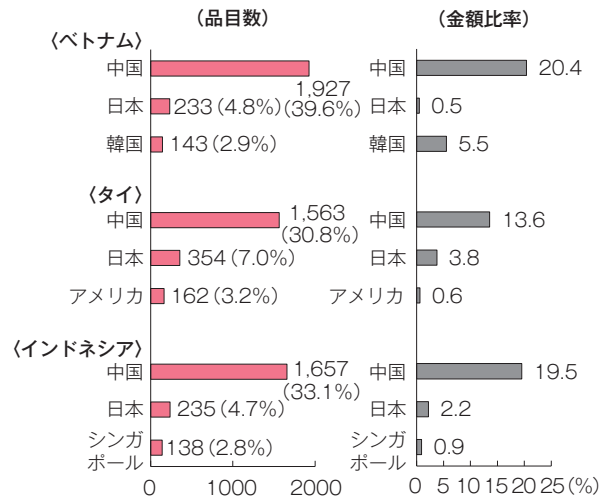
から機械製品等に重点がシフトするなど(図5)、「世界の工場」は中国からASEANにも拡大している。

図5 ベトナムの輸出(対米)品目シェア



ただし、ASEANの輸入財は、中国への依存度が品目数でも金額面でも高い(図6)。外資企業は「チャイナ・プラスワン」として「ASEANシフト」を進める動きもあるが、サプライチェーンを通じたリスクには引き続き留意が必要である。

図6 輸入財の特定国への集中状況(2021年)



以上、潮流では、2022年後半の世界経済の動向と先行き、主なリスクを整理したほか、アメリカ労働市場等の構造問題についても分析した。

今後も、的確な経済財政政策に資するために、足元の景気動向や経済構造の変化を総合的に織り込んだ、質の高い世界経済の分析が求められる。

衛藤 鼓 (えとう つづみ)

経済財政政策部局の動き：経済の動き

地域の経済2022

—地方への新たな人の流れと地方のデジタル化の現状と課題—

内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(地域担当)付
滝澤 佑介

はじめに

内閣府経済財政分析担当では、「地域の経済」と題して、毎年、地域経済に関する構造問題をテーマに取り上げたレポートを公表しています¹。

本年1月に公表した「地域の経済2022」では、感染症を契機とした人口移動の変化の進捗状況、地方移住の鍵となる多様な働き方の広がり、地方も含めた暮らしにおけるオンライン消費・教育・診療などデジタル化、地方の賃金・生産性向上のためのIT技術活用に向けた課題、などについて整理を行っています。本稿ではその主なポイントについて紹介したいと思います。

感染症を契機とした人口移動の変化の進捗状況

感染症を契機に東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への転入超過数は急減しましたが、直近（2022年）では再び増加に転じています。こうした動きを、東京都、近郊3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）、地方圏の地域間人口移動に分解してみると、2022年は、感染症後に減少していた地方圏から東京都への転入超過数は前年（2021年）から増加したものの、感染症後に増加していた東京都から近郊3県への転出超過数は感染症前（2019年）と比べれば依然として高い水準にあることが分かります（図表1）。

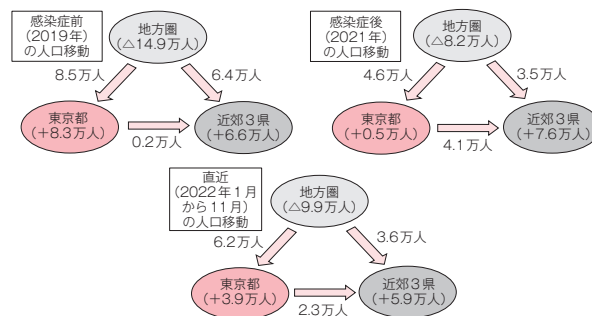
このように感染症を契機とした人口移動パターンの変化には、過去に戻ろうとする動き（地方から東京）と新たな動き（東京から近郊）が混在しています。

既存のアンケート調査結果によると、感染症を契機に地方移住への関心は高まっていますが、移住にあたって「仕事や収入」が大きな懸念事項としてあげられています。そのため、今後地方移住が一段と社会に広まるには、移住先での起業・就業の他に、テレワーク活用による「転職なき移住」、副業を通じた居住地域以外の経済活動への参画などを選択肢に加え、稼得

機会が多様化することが懸念軽減への一助となると考えられます。

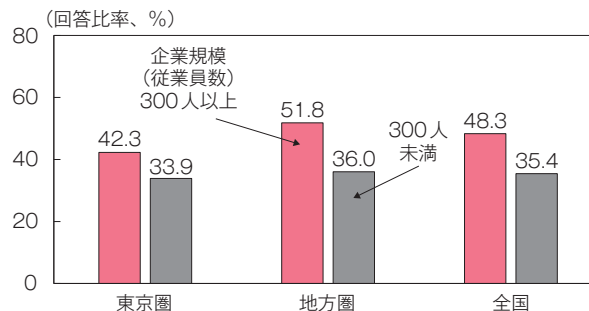
こうした観点から、多様な働き方の広がりを確認すると、テレワークについては東京圏以外の中小企業における事務職の実施率が低く、副業については全国的に半数程度の大企業で副業が禁止されています（図表2）。地方移住の活性化に向けて、副業に関するルールの設定・明確化を図るなど、多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備が必要だと考えられます。

図表1 感染症前後の人口移動の変化



(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」により作成（値は移動者（日本人及び外国人））。
2. 近郊3県は埼玉県、千葉県、神奈川県、地方圏は東京都及び近郊3県以外の43道府県。
3. 図中の赤字の値は各地域の転入超過数（▲は転出超過数）、黒字の値はネットの移動者数。

図表2 勤務先で副業が禁止されている人の割合



(備考) 1. 内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（調査期間：2022/6/1～6/9）」により作成。
2. 東京圏は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の合計。地方圏は東京圏以外の地域。
3. 正規社員による回答の集計。

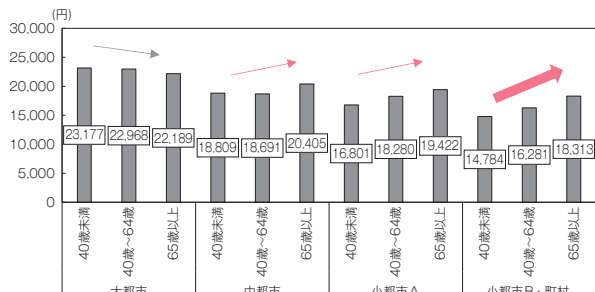
地方の暮らしにおけるデジタル化の状況と課題

次に、暮らしにおけるデジタル化の地方への広がり現状と課題について整理しています。オンライン消費（EC）の利用割合は、いずれの都市規模でも高齢世帯で低い一方で、ECの利用世帯に限定してみると、小都市・町村では高齢世帯ほど一人当たりの利用額が増加しており、高齢世帯のEC活用にニーズがあるこ

1 <https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr22/cr22.html>

とが分かります（図表3）。「デジタル推進委員」の更なる展開などによって高齢者のデジタル機器・サービス利用を支援することで、地方圏のEC支出額が更に拡大することが期待されます。

図表3 EC利用額における1人当たりの利用額

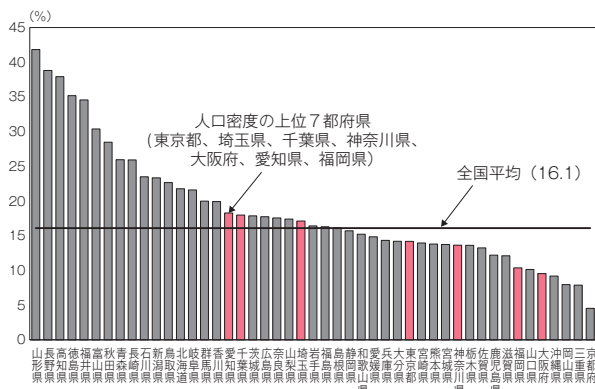


(備考) 1. 総務省「家計消費状況調査」より作成。
2. 1人当たりEC利用額については、世帯人員の違いによる影響を除くため、「世帯当たりの1か月のEC利用額÷√世帯人員数」で算出した等価消費額としている。

また、感染症の流行は様々な分野におけるデジタル化を促しましたが、利用者からは、医療（オンライン診療）や行政（オンライン申請）に対し、相対的にデジタル化の遅れが認識されています。

このうち、オンライン診療の状況を地域別にみると、実施医療機関割合に地域間で大きな差が存在しています（図表4）。各地域でのオンライン診療の効果的な活用に向け、課題抽出や課題解決事例の横展開を進めることが重要です。こうした暮らしにおけるデジタル化の進展は地方圏での暮らしの利便性を高めることが期待されることから、感染拡大時だけでなく平常時においても活用が継続されるような取り組みが求められます。

図表4 医療機関全体に占めるオンライン診療可能な医療機関数割合

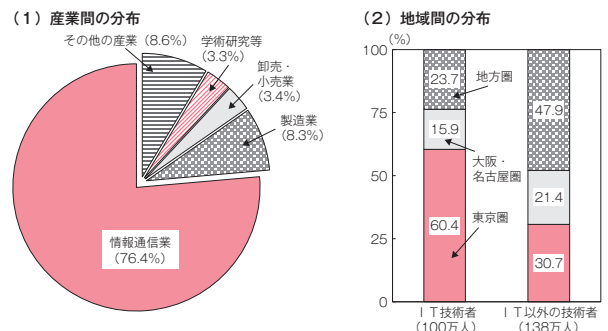


(備考) 1. オンライン診療について、限定的・特例的な対応を行っている医療機関を厚生労働省「対応医療機関リスト」より内閣府にて集計。
2. 医療機関数は、厚生労働省「令和3年医療施設（動態調査）」より病院数及び一般診療所数を基に算出。
3. 人口密度は、総務省「令和2年度国勢調査」により作成。
4. 人口密度の上位7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県）は散布図から除外。

地方の賃金・生産性向上に向けた課題

最後に、地方圏と都市圏の賃金水準の差は主にサービス業の労働生産性の差に起因していることを踏まえ、地方の賃金上昇・生産性向上に向けたIT技術活用の課題について整理しています。感染症拡大後、全国的にIT技術者に対する採用ニーズは高まっていますが、IT技術者は産業別には情報通信業に、地域別には東京圏に偏在しています（図表5）。このように地方圏ではIT化に必要な人材確保が困難な状況にある中、一部の自治体ではデジタル人材を市町村間でシェアするという新たな動きも生じています（図表6）。地方でのデジタル化と労働生産性向上に向けて、このような人材のシェア、出向や副業といった形態を通じて都市部のデジタル人材とのマッチング支援を進めるとともに、デジタル人材の育成を目的とした教育訓練の利活用を促進することで、地方の労働者のリスクリングを進めることも必要と考えられます。

図表5 IT技術者の分布



(備考) 1. 総務省「国勢調査（2020年）」により作成。
2. IT技術者は、システムコンサルタント・設計者、ソフトウェア作成者、その他の情報処理・通信技術者の合計。

図表6 自治体間のデジタルシェアリング取組例

愛媛県	「チーム愛媛」高度デジタル人材シェアリング事業：各自治体の人的・財政的負担を抑え、質の高いDXを広域的に実現することを目的に、DXを推進できる人材を県と県内20自治体がシェアする仕組みを構築。
福岡県	「ふく電協DXプロデューサー」：市町村のデジタル化推進に向け、市町村固有の課題整理や方針検討をサポートできる人材を確保・共有する仕組みを県と県内54自治体で構築。
備後圏域中枢都市圏 (広島県：福山市など、岡山県：笠岡市など)	「びんご兼業・副業人材活用事業」：デジタル分野を始めとした高度専門人材の情報を備後圏域の8自治体で共有、課題に対して迅速に高度専門人材をマッチング。

(備考) 総務省「自治体DX推進のためのデジタル人材の確保の取組」（令和4年6月）により作成。

終わりに

感染症を契機として地方移住への関心が高まる中、移住にあたっての「仕事や収入」への課題、ECやオンライン診療等の暮らしにおけるデジタル化の課題、地方におけるデジタル人材育成・活用に向けた課題について、紹介してきました。本レポートで指摘した課題の解決に向け、各種取組が進められることが期待されます。

滝澤 佑介（たきざわ ゆうすけ）

経済理論・分析の窓

企業のイノベーション活動
に対する公的支援の在り方
について

内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 付

目崎 廉人*

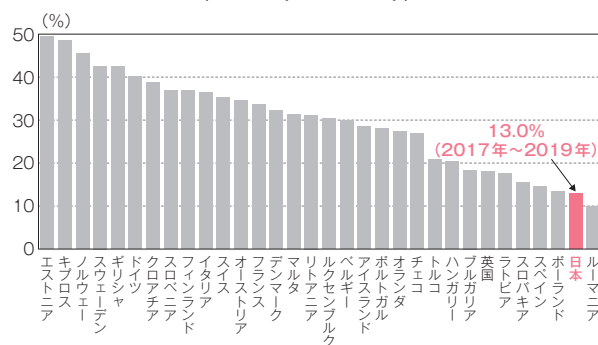
河野 愛一朗**

日本経済のイノベーションの必要性と課題

年始と年央の毎年2回にわたって経済財政諮問会議に提出される内閣府「中長期の経済財政に関する試算」においては、中長期的なマクロ経済の姿を成長実現ケース²とベースラインケース³の2つのケースで示しており、政府が目指すべき成長実現ケースでは、全要素生産性上昇率が足下の水準である0.5%程度から1.4%程度まで上昇することが前提として置かれている。全要素生産性は、労働投入量や資本投入量によらず、イノベーションをはじめとする技術進歩や生産の効率化によって高まる質的な経済成長要因である。したがって人口減少下においても、こうした全要素生産性を上昇させることで経済成長力の引上げを実現し日本経済を再生させるためには、イノベーション強化が必要である^{4,5}。

イノベーションは、業務や製品の改良に留まるプロセス・イノベーションと、新製品・新サービスを生み出すプロダクト・イノベーションに大別され、競争力と稼ぐ力を高めるためには後者が重要⁵であるが、日本はこれが弱い状況である。図1では、先進国にお

図1 プロダクト・イノベーションを実現した企業の割合
(2016年~2018年)



(備考) Community Innovation Survey 2018、UK Innovation Survey 2019及び全国イノベーション調査により作成。

るプロダクト・イノベーションを実現した企業の割合を示しているが、日本は各国の中で最低水準となっている。このように、プロダクト・イノベーションやこれに向けた研究開発が弱い要因として、オープンイノベーションの欠如⁶、高度人材の不足、適度な企業の競争環境の未成立、起業の低迷、企業における投資へのリスク許容度の低さなどが考えられる⁷。

研究開発やイノベーションは高い正の外部性を有する⁸とされ、民間のリスクを抑え投資を促進させるために、一定の公的支援が必要であるが、企業の研究開発を支援する新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が平成17年度から平成27年度以前に終了した234事業について追跡調査⁹を行ったところ、同機構が支援した革新的プロジェクトのうち実用化まで至った割合は29.5%に過ぎない¹⁰。公的支援を受けた企業における研究開発やイノベーションに関する状況を把握することで、公的支援の課題を確認し、その効果を高めていくことが重要である。

* 令和5年3月末まで相模原市より出向。元・企画担当 兼 計量分析室員。

** 内閣府経済社会総合研究所特別研究員。

1 本稿の公表に当たっては、内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 付の館合利伽子氏及び鈴木りん氏に有益なサポートや助言を頂いた。
 2 政府が掲げるデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿。
 3 経済が足下の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿。
 4 Duguet (2006) は、フランスのイノベーション調査を分析し、革新的なイノベーションが全要素生産性の上昇に寄与することを示した。
 5 Grossman・Helpman (1991)、Aghion・Howitt (1992) 及びKlette・Kortum (2004) 等の内生的成長論や吉川・安藤・宮川 (2011) を参照。
 6 オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会・新エネルギー・産業技術総合開発機構「オープンイノベーション白書第三版」によれば、社外の組織と連携するイノベーション活動であるオープンイノベーションの実施率は、欧米企業の78% (2019年時点) に対して、日本企業は47% (2015年時点) にとどまるが、藤澤 (2019) によれば、新しい事業・技術・商品の開発に成功したケースのうち、自前主義は33.5%に過ぎず、62.3%は社外との連携を実施していた (いずれも2018年時点)。
 7 石橋 (2021)、内閣府 (2017) 及び文部科学省科学技術・学術政策研究所 (2020) など参照。
 8 例えば、Bloom・Schankerman・Van Reenen (2013) は、1963年以降に米国で特許を取得した715社のデータを用いて、Jaffe (1986) のモデルにより、企業の研究開発の成果が他社に伝播することによって市場シェアを奪われる負の外部効果も考慮しながら、社会全体の限界収益率が企業単独の限界収益率を上回ること示し、研究開発投資やイノベーションが高い外部性を有することを示した。
 9 新エネルギー・産業技術総合開発機構では、プロジェクト終了後、原則5年後までの動向について調査を実施しているが、政府の予算事業において、このように事業の効果を長期間にわたり追跡調査を実施しその結果を公表している例は少ない。
 10 内閣府「令和4年度年次経済財政報告」は、日本は、研究開発効率率(=付加価値額増加率/研究開発費増加率)が主要先進国の中で最も低い上に低下傾向であり、固有技術に強みを持っているが新製品や新たなサービスの導入による収益化に課題があり、研究開発活動を付加価値に十分に結び付けられていないと評価している。

プロダクト・イノベーションの要因分析

統計法に基づき文部科学省によって2年から3年ごとに実施されている全国イノベーション調査においては、企業のイノベーションの実現やこの要因となり得る企業の様々な性質の状況を確認しており、この中で資金支援¹¹や税制控除¹²といった公的支援の状況についても尋ねている。公表されている分の直近としては、2022年10月に、全国の従業員10人以上の企業を対象に概ね過去3年（2017年～2019年）の状況について調査が行われ、標本抽出された31,088社のうち12,534社から有効回答が得られている。

図2では、プロダクト・イノベーションの実現状況として、新しい又は改善した製品・サービスを市場に導入した企業の割合を従業員規模別に公的支援の有無ごとに集計した結果¹³を示している。これによれば、全ての区分において、公的支援を受けた場合の方が、プロダクト・イノベーションを実現した割合が高くなっており、公的支援がプロダクト・イノベーションの実現に寄与しているように見える¹⁴が、これは全体を合計して得られたマクロデータにおける平均的な数値に過ぎない。

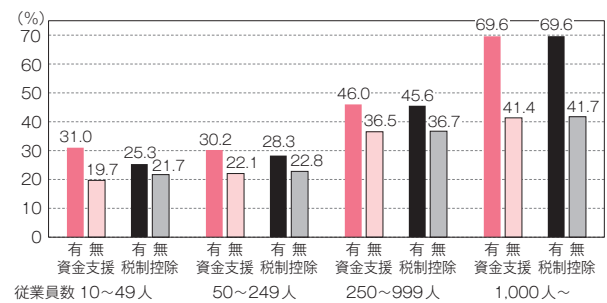
そこで、この調査による個々の企業の回答によって得られたマイクロデータを用いて、プロダクト・イノベーションの実現状況を被説明変数、この実現の要因となり得る性質を説明変数とした実証分析¹³により、プロダクト・イノベーションの実現に向けた各性質の寄与を確認する。

その手法としては、OECDが提供する各国のマクロデータを用いて回帰分析を行った西川・大橋（2010）のモデルを今回のマイクロデータを用いた分析に応用する。

まず、プロダクト・イノベーションの実現状況を示す被説明変数として、企業がプロダクト・イノベーションを実現した場合に1、実現しなかった場合に0とする2値のデータを用いている。

説明変数として、この調査においてデータが得られる範囲で9つの変数を用いており、3つが公的支援として、国からの資金支援、地方自治体からの資金支援、税額控除の有無、2つがイノベーションのため研究開発又はその他の面において他の組織と行った協力

図2 プロダクト・イノベーションの実現の割合
(2017年～2019年)



の有無を被説明変数と同様に表す2値のデータ、3つがイノベーション活動の阻害要因として、能力のある従業員の不足、過度な市場競争、需要の不確実性について、回答企業が考える影響の程度が大きくなるにつれてそれぞれ0～3の整数を取るデータ、残り1つが創業からの年数である。

被説明変数が0か1の2値のデータであることから、実証分析の手法として、ロジスティック回帰分析を用いることとし、図3では、全ての説明変数・被説明変数のデータが得られるサンプルを対象に、業種別又は従業員規模別にも回帰分析を行った結果を示している^{15・16}。

まず、従業員が中小規模の企業のケースを除き、公的支援はプロダクト・イノベーションの実現に対する有意な寄与が認められない。具体的には、より脆弱な10～49人の企業のケースには国による資金支援、50～249人の企業のケースには地方自治体による資金支援が有効との傾向が見られるが、250人以上の大規模の企業のケースには公的支援による効果が認められない。

他方、イノベーションのために他の組織と行った協力については、研究開発とその他の面の双方で、業種別・従業員規模別の全てのケースにおいて、強い寄与が認められ、まさにオープンイノベーションの有効性が実証されている。

能力のある従業員の不足については、1,000人以上の大規模の企業のケースを中心に、負の寄与が有意となっているが、中小規模の企業のケースには影響は認められない。この調査では、イノベーション活動の阻害要因として、今回の分析の説明変数として用いている3つの他にも、自己資金の不足や融資・投資の不足、助成金・補助金の獲得困難なども独立して尋ねられて

11 助成金や補助金、補助金付融資、融資保証（損失補償契約）などを指す。

12 試験研究費の総額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、地域未来設備投資促進税制などが該当する。

13 文部科学省科学技術・学術政策研究所が実施した全国イノベーション調査の調査票情報を独自集計して得られた値を用いている。

14 全国イノベーション調査においては、プロダクト・イノベーションの中でも、以前にいかなる競合他社も導入したことがない製品・サービスの市場への導入の有無についても尋ねており、回答企業が僅か1,915社に過ぎないが、こうした製品・サービスを導入した企業の割合についても集計したところ、全ての区分において実現の割合が若干低くなるものの、同様な結果が得られた。

図3 プロダクト・イノベーションの実現状況を被説明変数としたロジスティック回帰分析の結果

業種	全業種	全業種	全業種	全業種	全業種	製造業	サービス業
従業員数	全規模	10~49人	50~249人	250~999人	1,000人~	全規模	全規模
標本数	5,849	1,694	1,869	1,716	570	2,915	2,410
国の資金支援の有無 {0,1}	0.067 (0.719)	0.357 (2.108)	-0.239 (-1.418)	0.199 (1.059)	0.301 (0.862)	0.141 (1.229)	-0.064 (-0.341)
自治体の資金支援の有無 {0,1}	0.020 (0.188)	0.020 (0.101)	0.454 (2.599)	-0.403 (-1.959)	0.176 (0.454)	-0.010 (-0.078)	0.031 (0.152)
税額控除の活用の有無 {0,1}	0.049 (0.551)	-0.121 (-0.617)	0.014 (0.090)	0.130 (0.839)	0.208 (0.665)	0.057 (0.527)	-0.024 (-0.134)
研究開発協力の有無 {0,1}	1.257 (15.617)	1.193 (6.050)	1.201 (7.748)	1.138 (8.810)	1.052 (4.449)	1.301 (12.888)	1.093 (6.631)
その他協力の有無 {0,1}	0.914 (10.875)	1.053 (5.025)	0.498 (2.855)	0.780 (5.805)	1.172 (5.340)	0.646 (5.394)	1.267 (9.838)
従業員の能力不足 {0, 1, 2, 3}	-0.100 (-2.976)	-0.031 (-0.480)	-0.061 (-0.993)	-0.117 (-1.941)	-0.268 (-2.376)	-0.099 (-2.143)	-0.110 (-2.051)
市場競争の激しさ {0, 1, 2, 3}	0.189 (4.855)	0.207 (2.807)	0.155 (2.138)	0.126 (1.791)	0.331 (2.699)	0.216 (4.114)	0.149 (2.390)
需要の不確実性 {0, 1, 2, 3}	0.225 (5.719)	0.230 (3.136)	0.214 (2.926)	0.257 (3.601)	0.164 (1.263)	0.210 (3.896)	0.188 (2.946)
創業からの年数 {0, 1, 2, ...}	0.005 (5.494)	0.003 (1.736)	0.001 (0.746)	0.005 (3.425)	0.008 (3.152)	0.006 (4.476)	0.003 (2.216)
Nagelkerke R-squared	0.182	0.125	0.100	0.184	0.329	0.200	0.140
Hosmer-Lemeshow stat.	10.324	12.313	7.598	13.583	5.784	11.072	6.343
Pearson's chi-squared stat.	802.9	144.7	129.3	250.0	161.3	454.6	244.1
AIC	6,332.7	1,671.3	1,940.0	2,050.0	645.5	3,303.8	2,579.8

(備考) 上記表では、定数項は省略。各説明変数の行において、1段目は係数、2段目はWald statistic (z値、線形回帰分析におけるt値に相当。)。太字下線部は5%の有意水準を満たす。Nagelkerke R-squaredは、ロジスティック回帰分析において用いられる疑似的な決定係数、Hosmer-Lemeshow statistic及びPearson's chi-squared statisticはモデル全体の有意性を検定に用いられる統計量。

いるが、中小規模の企業において、これら資金関係の阻害要因の影響の程度が大きい傾向¹⁷にあることから、能力のある従業員の不足の影響の程度が相対的に低くなったことが考えられる。

過度な市場競争や需要の不確実性については、一部の大規模の企業のケースを除き、有意な影響が認められるが、全てのケースにおいて正の寄与となっている。これは、市場競争によってプロダクト・イノベーションに向けた開発がむしろ活発となった可能性を示唆している。

創業からの年数は、中小規模の企業のケースを除き、有意な寄与が認められる。逆に言えば、プロダクト・イノベーションの促進を目的とする政策における中小規模の企業への支援では、規模の拡大を目指しながらも創業から長期間経過していない企業に重点化すべきである可能性を示唆している。

したがって、マクロデータでは公的支援を受けた場

合の方がプロダクト・イノベーションを実現した割合が高く見えるにもかかわらず、これらプロダクト・イノベーションの要因に関するマイクロデータを用いた分析の結果を踏まえれば、現行の公的支援は一部の中小規模の企業のみにも有効¹⁸と評価することができ、また、市場競争を確保しながらオープンイノベーションを促進させることも重要であると言える。

イノベーション政策の財政支出の在り方

日本の科学技術関係予算は、イノベーション強化の政策方針の下、予算規模を年々拡大してきており、2021年10月に成立した岸田内閣でも、科学技術・イノベーションは、新しい資本主義において計画的に重点投資すべき社会課題の一つとして位置付けられている。図4では、科学技術関係予算において、コロナ禍の下での累次の補正予算によって巨額の事業が措置された結果、第6期科学技術・イノベーション基本計画¹⁹

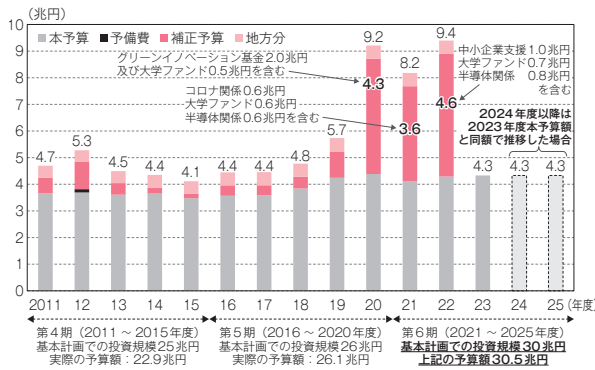
15 表に記載の全てのモデルにおいて、Hosmer-Lemeshow test及びPearson's chi-squared testの結果は有意となっている。

16 ロジスティック回帰分析においては、モデルが非線形となることから、通常の決定係数を用いることができず、複数の疑似的な決定係数が提案されている。最小二乗法の際に用いると通常の決定係数に一致するCox and Snell R-squaredは一般化された指標と言えるが、決定係数の上限が1になるとは限らない弱点があるため、今回の分析においては範囲が0と1の間に収まるNagelkerke R-squaredを用いた。

17 これら資金関係の阻害要因について、回答企業が考える影響の程度が大きくなるにつれてそれぞれ0~3の整数で評価し、従業員規模別に、各程度の値をその割合の百分率で乗じた積の和は、自己資金の不足において小規模85・中規模72・大規模57、融資・投資の不足において小規模38・中規模34・大規模23、助成金・補助金の獲得困難において小規模61・中規模50・大規模34。なお、これら資金関係の阻害要因の影響の程度は、資金支援や税制控除などの公的支援の有無と相関関係にあると考えられることから、今回の分析においては、回帰分析の多重共線性の発生を防ぐため、これらを説明変数として用いていない。

18 今回の分析では、イノベーションの外部性や市場へのスピルオーバーは考慮していないことに留意が必要。前述のBloom・Schankerman・Van Reenen (2013)は、企業規模が大きくなるにつれて社会全体における研究開発投資の限界収益率が高くなることを示している。

図4 科学技術関係予算（政府研究開発投資）の推移



(備考) 内閣府科学技術・イノベーション事務局資料及び経済財政諮問会議(令和5年第5回)有識者議員提出資料により作成。グラフに記載の金額は、科学技術基本計画の投資規模及び予算額。第5期の実際の予算額は、グリーンイノベーション基金及び大学ファンドを含む場合に28.6兆円となる。

の目標30兆円が今後の本予算のみでも達成される見込みであることが示されている。

他方、日本の財政状況は先進国最悪であり、財政資源に限られる中では、科学技術・イノベーション政策が最重要な政策分野であるからこそ、単に財政支出の規模を満たせば良いのではなく、効果が低い支出を見直し、真に効果が高い施策に重点化していくことが必要である。

前項の分析^{20・21}は、効果的と考えられる部分に財政資源を集中させるワイスペンディングの重要性も示唆している。施策の適切な設計と優先順位付けを行いながら支出の質を向上させるためには、必要なデータと体制を整備しながらEBPM^{20・21・9}の取組をより一層重視していくべきであり、人口減少下においても日本経済の成長力を引き上げていくためには、こうした努力を続けていくことが不可欠である。

参考文献

西川浩平・大橋弘(2010)「国際比較を通じた我が国のイノベーションの現状」NISTEP DISCUSSION PAPER No.68
 大橋弘・五十川大也(2013)「イノベーション活動と政策効果分析－動学性を踏まえた構造推定－」フィナンシャル・レビュー 第112号(平成25年第1号)
 Bloom, N., Schankerman, M. and Van Reenen, J.(2013) "IDENTIFYING TECHNOLOGY SPILLOVERS AND PRODUCT MARKET RIVALRY" *Econometrica*, 81, pp.1347-1393

Jaffe, A. (1986) "Technological Opportunity and Spillovers of R&D: Evidence From Firm's Patents, Profits and Market Value" *American Economic Review*, 76, pp.984-1001

Duguet, E.(2006) "Innovation Height, Spillovers and TFP Growth at the Firm Level: Evidence from French Manufacturing" *Economics of Innovation and New Technology*, 15, pp.415-442.

Grossman, G. M. and E. Helpman(1991) "Quality Ladders in the Theory of Growth" *Review of Economic Studies*, 58, pp.43-61.

Aghion, P. and P. Howitt(1992) "A Model of Growth-through Creative Destruction" *Econometrica*, 60, pp.323-351.

Klette, T. J. and S. Kortum(2004) "Innovating Firms and Aggregate Innovation" *Journal of Political Economy*, 112, pp.986-1018.

吉川洋・安藤浩一・宮川修子(2010・2011・2013)「プロダクト・イノベーションと経済成長」RIETI Discussion Paper Series 13-J-033・11-J-023・10-J-006

池田雄哉・羽田尚子(2021)「イノベーションの画期性と企業成長：全国イノベーション調査を用いた分析」NISTEP DISCUSSION PAPER No.196

藤澤理恵(2019)「オープン・イノベーションを成功させる組織のあり方」リクルートマネジメントソリューションズ組織行動研究所 RMS Message vol.53

石橋孝次(2021)「産業組織」慶應義塾大学出版会

内閣府(2023)「中長期の経済財政に関する試算」経済財政諮問会議(令和5年第2回)提出資料

内閣府(2022)「令和4年度年次経済財政報告」

内閣府(2017)「日本経済2016-2017」

文部科学省科学技術・学術政策研究所(2021)「全国イノベーション調査2020年調査統計報告」NISTEP REPORT No.192

文部科学省科学技術・学術政策研究所(2020)「研究開発マネジメントに関する実態調査 結果概要」

オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会・新エネルギー・産業技術総合開発機構(2020)「オープンイノベーション白書第三版」

十倉雅和・中空麻奈・新浪剛史・柳川範之(2023)「ポストコロナの経済・財政一体改革における重点課題」経済財政諮問会議(令和5年第5回)有識者議員提出資料

財務省財政制度等審議会(2022)「令和5年度予算の編成等に関する建議 参考資料」

目崎 廉人 (めさき やすと)

河野 愛一郎 (こうの あいいちろう)

19 令和3年3月26日閣議決定。

20 前項の分析で用いた全国イノベーション調査のデータは、前述のとおり、概ね過去3年間における企業のイノベーションの実現やこの要因となり得る企業の様々な性質の状況を表しているが、新規性のある製品・サービスを開発するプロダクト・イノベーションの実現に当たっては、長期的な視点に立った研究開発が必要な場合もあり、本来、長期間にわたるパネルデータを整備し、これを用いて分析することが望まれる。

21 公的支援の実質的な効果や施策の是非を評価するためには、本来、公的支援が存在しない状況と比較する必要がある。例えば、大橋・五十川(2013)においては、構造推定アプローチを用いて公的支援が行われないという仮想的状況における企業のパフォーマンスをシミュレーションして評価を行うことで、公的支援を受けた企業のうち4割程度は助成を受けなくてもイノベーションを実施したことを推測している。

6月～8月の統計公表予定

6月 7日(水)	景気動向指数速報(4月分)	7月12日(水)	機械受注統計調査(5月分)
6月 8日(木)	四半期別GDP速報(2022年1-3月期(2次速報))	7月26日(水)	景気動向指数改訂状況(5月分)
6月 8日(木)	景気ウォッチャー調査(5月調査)	7月31日(月)	消費動向調査(7月分)
6月13日(火)	法人企業景気予測調査(4-6月期)	7月末	地方公共団体消費状況等調査(2022年3月末時点結果)
6月15日(木)	機械受注統計調査(4月分)	8月 7日(月)	景気動向指数速報(6月分)
6月26日(月)	景気動向指数改訂状況(4月分)	8月 8日(火)	景気ウォッチャー調査(7月調査)
6月29日(木)	消費動向調査(6月分)	8月15日(火)	四半期別GDP速報(2022年4-6月期(1次速報))
6月末	固定資本ストック速報(2022年1-3月期速報)	8月17日(木)	機械受注統計調査(6月分)
7月 7日(金)	景気動向指数速報(5月分)	8月28日(月)	景気動向指数改訂状況(6月分)
7月10日(月)	景気ウォッチャー調査(6月調査)	8月30日(水)	消費動向調査(8月分)

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績(令和5年2月～5月)

【5月】

- ・ESRI Discussion Paper No.379
グローバル化で衰退する「在宅勤務」と時間配分
大久保 敏弘
- ・ESRI Discussion Paper No.378
精度の高いウェイトを用いた所得格差の測定
菅 史彦、堀 雅博、前田佐恵子
- ・ESRI Discussion Paper No.377
メディアが人々の消費税理解に及ぼす影響
堀 雅博
- ・ESRI Research Note No.78
政令市千葉市を事例にした小地域の特徴を機械学習で理解する一手法
村館 靖之
- ・ESRI Research Note No.77
On the decline in propensity to consume during the Abenomics period
村田 啓子、堀 雅博
- ・ESRI Research Note No.76
Do People Correctly Measure Their Satisfaction?
比嘉 一仁

【4月】

- ・ESRI Discussion Paper No.376
中央銀行による株式購入の効果について：政策ルールの不連続性からのエビデンス
福井 真夫、矢ヶ崎 将之
- ・ESRI Discussion Paper No.375.
テレワーク、マネジメント、テクノロジー
大山 陸、神林 龍

- ・ESRI Discussion Paper No.374
医療レセプトを用いた悪性新生物における3年生存率による医療の質の計測
大里 隆也、桑原 進、菊川 康彬

【3月】

- ・ESRI Research Note No.74
医療費の包括支払制度が医療の質に及ぼす影響－マッチング推定による検証－
岡崎 康平、杉原 茂、田倉 智之、村館 靖之
- ・ESRI Working Note No.68
在宅勤務が生活時間の配分に与える影響の地域分析
山地 秀幸、大久保 敏弘、新藤 宏聡、永井 克郎
- ・ESRI Research Note No.75
コロナ禍の生活環境と行動変容に関する調査(2021年11月、2022年11月)の概要
小塩 隆士、桑原 進、中澤 信吾、木村 浩巳
- ・ESRI Research Note No.74
医療費の包括支払制度が医療の質に及ぼす影響－マッチング推定による検証－
岡崎 康平、杉原 茂、田倉 智之、村館 靖之

【2月】

- ・ESRI Research Note No.73
GMig2モデルを用いた外国人労働者増加の効果
永井 克郎、鈴木 晋
- ・ESRI Discussion Paper No.373
かかりつけ医と生活満足度の関係について
桑原 進、小塩 隆士、出口 恭子、村館 靖之

Economic & Social Research (ESR) について

Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。

なお、本誌の掲載論文等は、すべて個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所、所属組織の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書きは執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課
TEL 03-6257-1603
ホームページ <https://www.esri.cao.go.jp/>